# 五城目町次世代育成支援行動計画

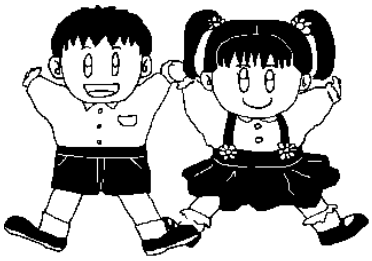

～　子育ての夢を育み、元気っこの夢をつなぐ　町づくり　～

平成１７年3月

秋田県五城目町

# 目　　次


第１章　次世代育成支援行動計画策定の趣旨……１
１．次世代育成支援行動計画の趣旨……１
２．次世代育成支援行動計画の性格・位置づけ……１
３．次世代育成支援行動計画の期間……１

第２章　五城目町の子どもを取り巻く環境……３
１．少子化の動向……３
２．家族や地域の状況……５
３．児童虐待・各種相談状況……７
４．保育サービスなどの実施状況……８
５．保育サービスなどの利用状況……８
６．母子保健事業の状況……９
７．教育施設の現状……13
８．既存関連計画……14

第３章　計画の体系……15
１．基本理念……15
２．基本目標……16
３．計画体系……17

第４章　施策の方向と事業の内容……19
１．地域における子育て支援……19
２．母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進……29
３．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備……34
４．子育てを支援する生活環境の整備……37
５．職業生活と家庭生活との両立の推進……39
６．子ども等の安全の確保……40
７．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進……42

第５章　計画推進の体制……45

第６章　資　料……47
１．ニーズ調査の概要……47
２．五城目町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要領……57
３．五城目町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿……58

# 第１章　次世代育成支援行動計画の趣旨

# 第１章　次世代育成支援行動計画策定の趣旨

## １．次世代育成支援行動計画の趣旨

全国的に少子化が進行してきているおり、大きな社会問題として様々な取り組みが行われてきましたが、依然その進行は止まっておりません。このまま少子化が進行してしまえば高齢化の助長や将来的な人口の減少が引き起こされ、多くの社会的問題に影響していくことが懸念されています。少子化の原因としては、晩婚化・未婚化の進行、仕事と子育ての両立に対する負担感など様々な要因が考えられております。

急速な少子化が進行しているという現状を踏まえ、少子化の流れを緩和し、少しでも子どもを産み育てやすい環境を整えていくために、平成１５年７月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業が集中的・計画的な取り組みを促進していくことになりました。

従来の取り組みに加え、さらに実効性のある対策・取り組みを行っていくために、行政、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら、子育てが楽しいまちづくりを進めていきます。

## ２．次世代育成支援行動計画の性格・位置づけ

国がつくる「行動計画策定指針」に即した「行動計画」の策定が、都道府県及び市町村、事業主（従業員数３０１人以上は義務、３００人以下は努力義務）に義務づけられました。

今までのエンゼルプランからさらに一歩踏み込んで、具体的な保育サービスの充実や地域住民や地域における子育てに対する取り組みなどについて、ニーズ調査を行いながら町民を中心とする行動計画策定委員会において幅広い視点で考え、五城目町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

## ３．次世代育成支援行動計画の期間

次世代育成支援行動計画は、５年を１期とするものとされているため、平成１６年度までに平成１７年度から平成２１年度までの前期計画の策定を行い、５年経過後の平成２１年度までに前期計画に必要な見直しを行った上で平成２２年度から平成２６年度までの後期計画の策定を行います。

| H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 前期計画 | | | | | | | | | |
| | | | | 見直期間 | 後期計画 | | | | |

# 第２章　五城目町の子どもを取り巻く環境

# 第２章　五城目町の子どもを取り巻く環境

## １．少子化の動向

### １－１　人口の推移

五城目町の人口は昭和３５年をピークに減少を続けており、児童人口（０歳～１７歳の人口）の減少も大きく、平成２年から平成１２年までの人口減少率は、全体で約１２．６％ですが、児童人口の減少率は約３４．２％という結果となり、少子化の進行が顕著となっております。

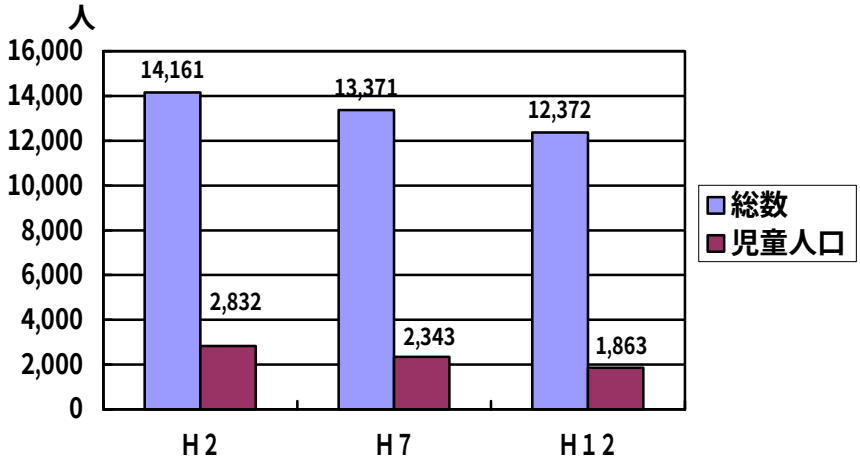


図1　人口総数と児童人口（資料：国勢調査）

### １－２　出生数の推移

出生数についても人口の推移と同じく減少が続いているが、平成７年からは年間８０人前後で推移しております。

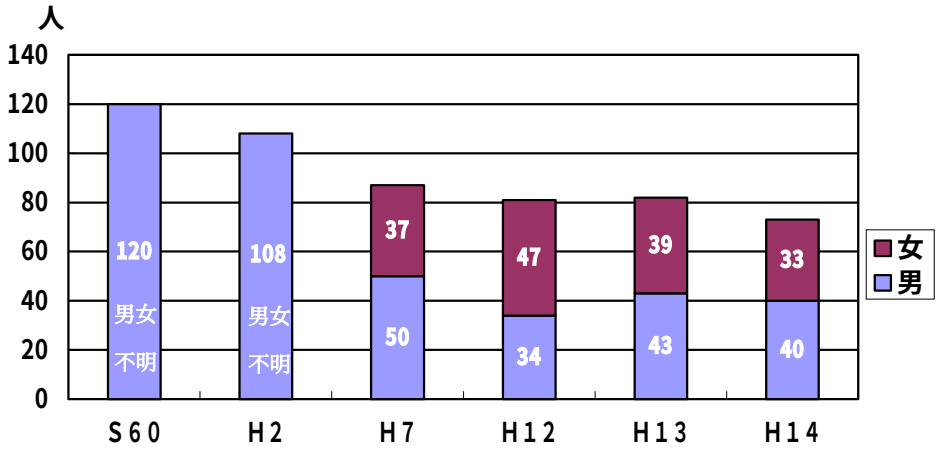


図-2　出生数の推移（資料：秋田県衛生統計年鑑・人口移動報告）

## １－３　合計特殊出生率

１人の女性が再生産年齢（１５歳～４９歳）を経過する間に産むと考えられる子どもの数を表す合計特殊出生率は、全国値よりやや高い水準で推移しているものの、人口を維持するに必要とされる 2.08 を下回っているため、当町においても確実に人口の減少、少子化の進行が見込まれる状況であります。

**表-１　合計特殊出生率**

| | H2 | H7 | H12 | H13 | H14 |
|---|---|---|---|---|---|
| 五城目町 | 1.82 | 1.53 | 1.56 | 1.65 | 1.44 |
| 秋 田 県 | 1.57 | 1.56 | 1.45 | 1.40 | 1.37 |
| 全　　国 | 1.54 | 1.42 | 1.36 | 1.33 | 1.32 |

（資料：保健所調べ）

## １－４　婚姻及び離婚の状況

婚姻率（人口千対）はほぼ横這い状態であるが、秋田県が全国最下位の状況にあり、その中でも１５歳～３９歳の人口減少の影響により当町においては婚姻率が県平均より低い状況にあることと、離婚率（人口千対）においては全国、秋田県とも増加傾向にあり、当町においては顕著な増加はみとめられないものの、婚姻数の減少による少子化、離婚数の増加によるひとり親世帯の増加が見込まれる状況であります。

**表-２　婚姻数・婚姻率**

| | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 婚 姻 数 | 47 | 42 | 43 | 37 | 47 | 60 | 46 |
| 婚 姻 率 | 3.6 | 3.2 | 3.4 | 2.9 | 3.8 | 4.9 | 3.8 |
| 秋 田 県 | 4.8 | 4.6 | 4.8 | 4.7 | 4.8 | 4.9 | 4.5 |
| 全　　国 | 6.4 | 6.2 | 6.3 | 6.1 | 6.4 | 6.4 | 6.0 |

（資料：秋田県衛生統計年鑑）

**表-３　離婚数・離婚率**

| | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 離 婚 数 | 11 | 13 | 19 | 6 | 12 | 18 | 10 |
| 離 婚 率 | 0.83 | 1.00 | 1.49 | 0.47 | 0.97 | 1.47 | 0.83 |
| 秋 田 県 | 1.22 | 1.42 | 1.49 | 1.55 | 1.62 | 1.87 | 1.89 |
| 全　　国 | 1.66 | 1.78 | 1.94 | 2.00 | 2.10 | 2.27 | 2.30 |

（資料：秋田県衛生統計年鑑）

# ２．家族や地域の状況

## ２－１　世帯数及び世帯家族員数

五城目町の世帯は人口の減少とは異なり約３，９００世帯で推移しており、一世帯当たりの家族員が昭和６０年の３．９人に対し平成１２年には３．２人と減少しており、核家族化の進行が顕著となっております。

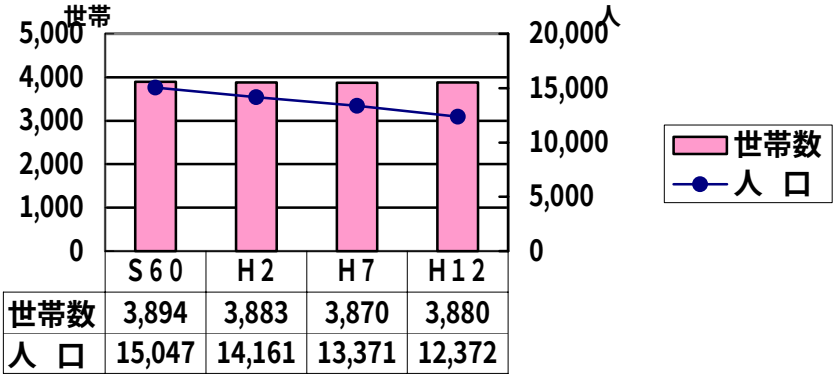


図-３　世帯数と人口の推移（資料：国勢調査）

表-４　一世帯当たり家族員数の推移　（単位：人）

| S60 | H2 | H7 | H12 |
|---|---|---|---|
| 3．9 | 3．8 | 3．5 | 3．2 |

（資料：国勢調査）

## ２－２　男女別就業者数

就業者数は人口の減少とともに減少しているが、男女別就業割合については女性就業者の割合が増加傾向になっております。

表-５　男女別就業者数　（単位：人）

| | S60 | H2 | H7 | H12 |
|---|---|---|---|---|
| 男 | 4,419 | 4,160 | 3,884 | 3,462 |
| 女 | 3,066 | 3,026 | 2,800 | 2,545 |
| 計 | 7,485 | 7,186 | 6,684 | 6,007 |

（資料：国勢調査）

表-６　男女別就業割合　（単位：%）

| | S60 | H2 | H7 | H12 |
|---|---|---|---|---|
| 男 | 59.0 | 57.9 | 58.1 | 57.6 |
| 女 | 41.0 | 42.1 | 41.9 | 42.4 |

## ２－３　産業別就業者数

産業別就業者は、第１次産業・第２次産業の就業人口の減少は見られるが、第３次産業人口は横這状態にあり、基幹産業である農林業の脆弱化及び建設製造業の伸び悩みの傾向が顕著に現れております。

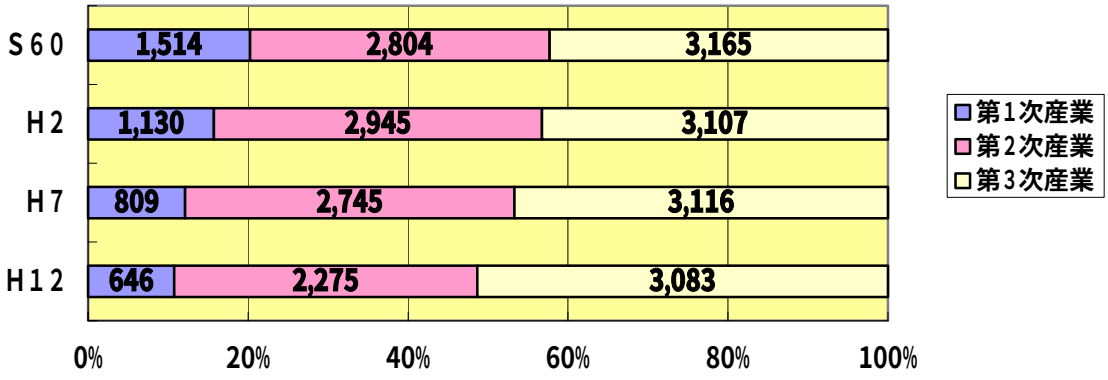


図-5　産業別就業者数（資料：国勢調査）

## ３．児童虐待・各種相談状況

五城目町における児童虐待・各種相談件数は把握できないが、秋田県の状況を見ると確実に児童虐待が存在しており、児童虐待を起こさせない地域づくりの必要があり、保健、福祉、教育、医療、警察等から成る児童虐待防止ネットワークづくりを推進し、児童虐待の発生防止、早期対応、保護、支援等が機能するよう進める必要があります。

表-７　秋田県児童虐待相談の経路　（相談件数）

| | 家族 | 親戚 | 近隣・知人 | 児童本人 | 福祉事務所 | 児童委員 | 保健所 | 医療機関 | 児童福祉施設等 | 警察等 | 学校等 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成１１年度 | 27 | | 6 | 1 | 16 | | 1 | 4 | | | 2 | 1 | 58 |
| 平成１２年度 | 6 | | 18 | | 5 | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 | 10 | 1 | 50 |
| 平成１３年度 | 12 | | 20 | | 34 | 5 | 3 | 4 | 7 | 4 | 3 | 19 | 111 |
| 平成１４年度 | 4 | | 8 | 1 | 24 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 9 | 1 | 56 |
| 平成１５年度 | 5 | 3 | 12 | | 22 | 2 | 4 | 5 | 4 | 2 | 11 | 4 | 74 |

（資料：秋田県中央児童相談所）

表-８　秋田県児童虐待相談の主な虐待者　（相談件数）

| | 実父 | 実父以外の父親 | 実母 | 実母以外の母親 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成１１年度 | 11 | | 39 | 4 | 4 | 58 |
| 平成１２年度 | 7 | 2 | 28 | 3 | 10 | 50 |
| 平成１３年度 | 29 | 6 | 69 | 3 | 4 | 111 |
| 平成１４年度 | 14 | 2 | 33 | 4 | 3 | 56 |
| 平成１５年度 | 21 | 4 | 42 | 3 | 4 | 74 |

（資料：秋田県中央児童相談所）

表-９　秋田県被児童虐待者の相談種別　（相談件数）

| | 身体的暴行 | 保護の怠惰ないし拒否 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 登校禁止 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成１１年度 | 42 | 10 | | 5 | 1 | 58 |
| 平成１２年度 | 33 | 16 | | 1 | | 50 |
| 平成１３年度 | 55 | 45 | 1 | 10 | | 111 |
| 平成１４年度 | 28 | 23 | 3 | 2 | | 56 |
| 平成１５年度 | 38 | 33 | 1 | 2 | | 74 |

（資料：秋田県中央児童相談所）

## ４．保育サービスなどの実施状況

五城目町の保育サービスなどの実施状況は、私立保育園１ケ所と公立保育園２ケ所からなる認可保育園３ケ所で通常保育が実施されております。通常保育以外の保育サービスは、平成１５年度に改築された私立保育園を子育て支援の拠点施設として位置づけて必要なサービスの実施を行っております。へき地保育園は２ケ所のうち１ケ所が平成１５年度から休園となっております。

**表-10　保育園の設置状況**

| 区　　分 | H15 | H16 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 認可保育園 | | | |
| 私立保育園 | 1 ケ所 | 1 ケ所 | |
| 公立保育園 | 2 ケ所 | 2 ケ所 | |
| へき地保育園 | 2 ケ所 | 2 ケ所 | 休園1 |

**表-11　保育サービスの実施箇所数**

| 保育サービス項目 | H15 | H16 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 通常保育事業 | 3 ケ所 | 3 ケ所 | |
| 延長保育事業 | 1 ケ所 | 1 ケ所 | 私立1 |
| 一時保育事業 | | 1 ケ所 | 私立1 |
| 地域活動事業 | 1 ケ所 | 1 ケ所 | 私立1 |
| 地域子育て支援センター事業 | | 1 ケ所 | 私立1 |
| 放課後児童健全育成事業 | 1 ケ所 | 1 ケ所 | 学校1 |

## ５．保育サービスなどの利用状況

保育サービスの利用状況については、通常保育の入所児童数がほぼ横這い状況にありながらも、低年齢層の増加が見受けられるとともに、延長保育、一時保育等特別保育の需要も増加傾向にあります。

**表-12　保育サービス利用状況**

| 保育サービス項目 | H15 | H16 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 通常保育事業 | | | |
| 入所児童数 | 228 人 | 221 人 | 4/1 |
| 待機児童数 | 0 人 | 0 人 | |
| 延長保育事業 | 15 人 | 19 人 | 実利用者 |
| 一時保育事業 | | 8 人 | 実利用者 |
| 地域活動事業 | 実施 | 実施 | |
| 地域子育て支援センター事業 | | 実施 | |
| 放課後児童健全育成事業 | 31 人 | 35 人 | 登録者 |

# ６．母子保健事業の状況

## ６－１　妊婦保健対策の状況

五城目町の妊婦保健対策の状況は、母子健康手帳の交付件数が人口減少に伴い減少傾向にあるが、妊婦相談の個別指導において１０代の妊娠、未婚の妊婦の増加や喫煙妊婦も多く見受けられ、ハイリスク妊婦に対する保健指導の必要性が高くなっております。また、妊娠後期における健診の有所見率が高いことや栄養調査に見られる母乳栄養の割合が少ないことなど、妊産婦が不安なく安全に妊娠・出産できる保健指導の充実といつでも気軽に相談できる体制づくりや正しい情報提供に努める必要があります。

**表-13　母子健康手帳の交付件数及び妊婦相談件数**　（単位：人）

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 母子手帳交付件数 | 84 | 79 | 77 | 62 | 61 |
| 妊婦相談件数 | 22 | 9 | 62 | 36 | 31 |

**表-14　妊婦健康診査の状況**　（単位：人）

| | | 受診者数 | 異常なし | 所見あり | 有所見率(%) | 有所見有内訳(延) | | | | | 尿検査 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 妊娠中毒症 | 貧血 | 切迫流早産 | 糖尿病 | その他 | 蛋白 | 糖 |
| H11 | 前期 | 85 | 81 | 4 | 4.9 | | 4 | | | | | |
| | 後期 | 79 | 49 | 30 | 61.2 | | 28 | | 疑1 | 1 | | |
| H12 | 前期 | 72 | 60 | 12 | 20.0 | | 10 | | | 1 | | |
| | 後期 | 75 | 48 | 27 | 56.3 | | 23 | | 1 | 1 | | |
| H13 | 前期 | 78 | 67 | 11 | 16.4 | | 11 | | 1 | | | |
| | 後期 | 71 | 44 | 27 | 61.4 | 2 | 27 | | | | | |
| H14 | 前期 | 63 | 53 | 10 | 15.9 | | 8 | | | 3 | 1 | 1 |
| | 後期 | 62 | 39 | 23 | 37.1 | | 23 | | | | | |
| H15 | 前期 | 58 | 47 | 11 | 19.0 | | 9 | | | 2 | 4 | 1 |
| | 後期 | 68 | 31 | 37 | 54.4 | 1 | 36 | | | | 2 | |

**表-15　栄養調査（３～４か月児）の状況**　（単位：人）

| | 母乳 | | 人工 | | 混合 | | 乳児健診受診者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 割合% | 人数 | 割合% | 人数 | 割合% | |
| H11 | 22 | 25.6 | 33 | 38.4 | 31 | 36.0 | 86 |
| H12 | 18 | 23.4 | 40 | 51.9 | 19 | 24.7 | 77 |
| H13 | 20 | 27.0 | 38 | 51.4 | 16 | 21.6 | 74 |
| H14 | 16 | 22.2 | 33 | 45.8 | 23 | 32.0 | 72 |
| H15 | 17 | 31.5 | 26 | 48.1 | 11 | 20.4 | 54 |

## ６－２　乳幼児保健対策の状況

五城目町における乳幼児保健対策は、乳幼児健診、乳幼児歯科健診とも９割を越える受診率となっており、乳幼児に対する保健意識は高いものと認められます。今後もハイリスク児の早期把握と早期対応を図るため、未受診者の未受診理由の把握や受診勧奨に努めるとともに、乳幼児健康相談、育児教室、訪問指導等の充実や各種予防接種の徹底など保護者への積極的な情報提供に努めます。

### （１）乳幼児健診の状況

**表**-16　**乳児健診（４か月）**

| | 対象者 | 受診者 | 受診率% | 実施回数 | 有所見数 | 有所見率% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H11 | 88 | 86 | 97.7 | 12 | 1 | 1.2 |
| H12 | 81 | 77 | 95.1 | 12 | 0 | 0.0 |
| H13 | 75 | 74 | 98.7 | 12 | 1 | 1.4 |
| H14 | 75 | 72 | 96.0 | 12 | 0 | 0.0 |
| H15 | 57 | 54 | 94.7 | 12 | 0 | 0.0 |

**表**-17　**１歳６か月健診**

| | 対象者 | 受診者 | 受診率% | 実施回数 | 有所見数 | 有所見率% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H11 | 89 | 85 | 95.5 | 5 | 1 | 1.3 |
| H12 | 78 | 77 | 98.7 | 5 | 1 | 1.3 |
| H13 | 83 | 83 | 100.0 | 5 | 0 | 0.0 |
| H14 | 67 | 67 | 100.0 | 5 | 1 | 1.5 |
| H15 | 75 | 70 | 93.3 | 5 | 0 | 0.0 |

**表**-18　**３歳児健診**

| | 対象者 | 受診者 | 受診率% | 実施回数 | 有所見数 | 有所見率% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H11 | 79 | 73 | 92.4 | 5 | 17 | 23.3 |
| H12 | 72 | 72 | 100.0 | 5 | 8 | 11.1 |
| H13 | 82 | 78 | 95.1 | 5 | 10 | 12.8 |
| H14 | 74 | 73 | 98.6 | 5 | 10 | 13.7 |
| H15 | 87 | 84 | 96.6 | 6 | 6 | 7.1 |

### （２）歯科保健の状況

**表**-19　**１歳６か月児歯科健診**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受診者数（人） | 85 | 77 | 83 | 67 | 70 |
| 受診率（%） | 95.5 | 98.7 | 100.0 | 100.0 | 93.3 |
| う歯保有率（%） | 4.7 | 5.5 | 1.2 | 3.0 | 0.0 |

**表-20　２歳児歯科健診**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受診者数（人） | 61 | 74 | 65 | 77 | 62 |
| 受診率（%） | 87.1 | 82.2 | 83.3 | 86.5 | 96.9 |
| 一人当たりう歯本数 | 1.43 | 1.26 | 1.72 | 0.97 | 1.94 |
| う歯保有率（%） | 37.7 | 57.4 | 40.0 | 28.6 | 43.5 |

**表-21　３歳児歯科健診**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受診者数（人） | 73 | 72 | 78 | 73 | 84 |
| 受診率（%） | 92.4 | 100.0 | 100.0 | 98.6 | 96.6 |
| 一人当たりう歯本数 | 5.68 | 3.65 | 3.56 | 3.88 | 2.56 |
| う歯保有率（%） | 72.6 | 61.1 | 70.5 | 58.9 | 51.2 |

※う歯：う蝕になった歯をう歯（齲歯）といい、一般には虫歯として知られる。

う蝕（うしょく、齲蝕とも表記する）は口腔内の細菌が糖質から作った酸により、歯が脱灰されることにより起こる疾患。歯周疾患と並び、歯科の二大疾患の一つである。う蝕は、風邪についで一般的な病気で、どの世代でも一般的であるが、歯の萌出後数年は歯の石灰化度が低いため、特にう蝕になりやすい。このため、未成年で特に多い。

## （３）乳幼児健康相談の状況

**表-22　６か月児健康相談**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者 | 79 | 84 | 64 | 74 | 59 |
| 参加者 | 65 | 59 | 64 | 56 | 46 |
| 実施回数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

**表-23　１歳１か月児健康相談**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者 | 71 | 87 | 68 | 81 | 60 |
| 参加者 | 65 | 80 | 68 | 72 | 56 |
| 実施回数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

## （４）育児教室の状況

**表-24　親子ふれあい教室**

| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者（組） | 15 | 15 | 10 | 18 | 15 |
| 参加者（延） | 74 | 98 | 78 | 108 | 128 |
| 実施回数 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 |

## （５）予防接種の状況

**表-25　予防接種実施状況**

| | | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＢＣＧ | | 68 (77.2) | 89 (87.2) | 87 (91.6) | 74 (97.4) | 61 (95.3) |
| 三種混合Ⅰ期初回 | 第1回 | 66 (91.7) | 91 (92.8) | 82 (93.2) | 76 (91.6) | 77 (80.2) |
| | 第2回 | 72 (92.3) | 93 (94.0) | 74 (86.0) | 74 (86.0) | 72 (81.8) |
| | 第3回 | 70 (87.5) | 88 (87.1) | 73 (83.0) | 72 (77.4) | 69 (82.1) |
| 三種混合Ⅰ期追加 | | 90 (81.8) | 73 (73.7) | 79 (83.2) | 63 (87.5) | 76 (88.4) |
| ｼﾞﾌﾃﾘｱ、破傷風2期 | | 133 (100) | 110 (100) | 103 (99.0) | 103 (99.0) | 92 (98.9) |
| ポリオ | 第1回 | 75 (77.3) | 98 (98.0) | 77 (91.7) | 74 (81.4) | 54 (90.0) |
| | 第2回 | 74 (80.4) | 77 (79.4) | 88 (88.0) | 70 (81.4) | 69 (88.5) |
| 風　疹 | 定期分 | 189 (81.4) | 74 (75.5) | 65 (83.3) | 90 (84.1) | 52 (70.3) |
| | 経過措置 | 83 (63.8) | 83 (61.5) | 23 (65.7) | 30 | 8 |
| 麻　　疹 | | 67 (77.9) | 84 (91.3) | 96 (97.0) | 85 (87.6) | 53 (79.1) |
| 日本脳炎Ⅰ期初回 | 第1回 | 91 (74.0) | 73 (94.8) | 66 (76.7) | 79 (84.9) | 76 (87.3) |
| | 第2回 | 83 (71.0) | 80 (89.9) | 70 (86.4) | 78 (85.7) | 70 (86.4) |
| 日本脳炎Ⅰ期追加 | | 82 (71.9) | 76 (76.0) | 55 (87.3) | 76 (82.6) | 65 (81.2) |
| 日本脳炎第2期 | | 3 (100) | 1 (100) | 9 (100) | 108 (98.2) | 77 (96.2) |
| 日本脳炎第3期 | | 0 ( 0) | 2 (100) | 2 (100) | 1 (33.3) | 3 (100) |

※（　）内は対象者の接種率

## ７．教育施設の現状

表-26　教育施設の設置状況

| 区　　分 | H15 | H16 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 公立幼稚園 | 1　ケ所 | 1　ケ所 | |
| 公立小学校 | 5　ケ所 | 5　ケ所 | |
| 公立中学校 | 1　ケ所 | 1　ケ所 | |
| 公立高校 | 1　ケ所 | 1　ケ所 | 県立 |

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の在学者数の推移は次のとおりです。すべてにおいて昭和５５年の在学者数より５０％以上の減少をしておりますが、平成１０年以降は減少が緩やかに推移している状況であります。

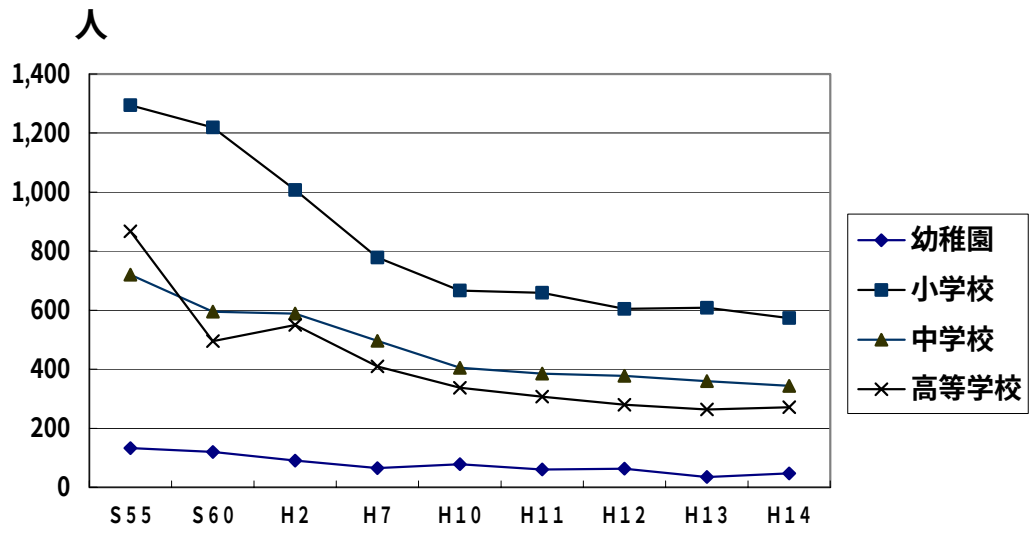


図-6　在学者数の推移（資料：町勢要覧資料編）

## ８．既存関連計画

| | |
|---|---|
| 計 画 名 | 五城目町新世紀総合発展計画 |
| 計画期間 | 平成１４年度～平成２３年度 |
| 理　　念 | 思いやりと活力に満ちたふるさとの創世 |
| 基本方針 | １．自然にやさしい「環境の世紀」へ<br>２．躍進する「産業の世紀」へ<br>３．心やすらぎ健やかに暮らせる「人間の世紀」へ<br>４．学び育み、創造する「希望の世紀」へ<br>５．町民とともに歩む「信頼の世紀」へ |

| | |
|---|---|
| 計 画 名 | 五城目町エンゼルプラン（五城目町児童育成計画） |
| 計画期間 | 平成９年度～平成１８年度 |
| 理　　念 | 元気っこがたくさんいる街づくり |
| 基本方針 | １．少子化対策<br>２．子育て支援<br>３．健全育成 |

| | |
|---|---|
| 計 画 名 | 五城目町母子保健計画 |
| 計画期間 | 平成１５年度～平成１９年度 |
| 理　　念 | 安心して出産・育児ができ、子どもの健やかな成長をめざして |
| 基本方針 | １．妊娠から出産が安心してできる<br>２．子育てが楽しく安心してできる<br>３．子どもが、心身ともに健やかに成長できる<br>４．疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる<br>５．思春期の健全な心の発達を促す環境づくりをめざす |

| | |
|---|---|
| 計 画 名 | 五城目町障害者計画 |
| 計画期間 | 平成１５年度～平成１９年度 |
| 理　　念 | リハビリテーション・ノーマライゼーション |
| 基本方針 | ○完全参加と平等 |

| | |
|---|---|
| 計 画 名 | 五城目町男女共同参画計画 |
| 計画期間 | 平成１６年度～平成２０年度 |
| 理　　念 | ○個人の能力を発揮できる機会の創出<br>○男女の相互理解を醸成するための機会の創出<br>○慣行の見直し<br>○学校教育や社会教育の場における平等観、公平観の育成 |
| 基本方針 | １．男女の人権の尊重<br>２．社会制度・慣行の中立化<br>３．政治や方針の立案・決定過程への共同参画<br>４．仕事と家庭の両立<br>５．生涯を通じての健康な生活<br>６．妊娠、出産等への正しい理解の普及 |

# 第3章　計　画　の　体　系

# 第３章　計画の体系

## １．基本理念

国が示す行動計画策定指針では、その基本理念として「次世代育成行動計画は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と明記されています。

五城目町では、五城目町新世紀総合発展計画のもとに地域で子育てを支援する意識の醸成と体制の確立や、多様化する保育需要に対応できるサービスの充実や施設の整備など、安心して子どもを生み、育てていける環境づくりを推進するため、行動計画策定指針の中で示された内容に関して、今回の計画策定にあたって実施したニーズ調査の調査結果等を踏まえて、五城目町の次世代育成支援対策全般の共通理念として以下の基本理念を設定します。

【基　本　理　念】

子育ての夢を育み、
元気っこの夢をつなぐ　町づくり

## ２．基本目標

基本理念「子育ての夢を育み、元気っこの夢をつなぐ　町づくり」の実現へ向けて、国の行動計画策定指針で示された内容に準じ、子育てを取り巻く環境などを考慮して、以下の７つの基本目標を定めます。

### ２－１　地域における子育て支援

子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進。

### ２－２　母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保、食育の推進、思春期対策の充実、小児医療の充実。

### ２－３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進。

### ２－４　子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安心・安全まちづくりの推進等。

### ２－５　職業生活と家庭生活の両立の推進

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等、仕事と子育ての両立の推進。

### ２－６　子ども等の安全の確保

交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等、被害に遭った子どもの保護の推進。

### ２－７　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実。

## ３．計画体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 |
|---|---|---|
| 子育ての夢を育み、元気っこの夢をつなぐ　町づくり | 1　地域における子育て支援 | (1)地域における子育て支援サービスの充実<br>(2)保育サービスの充実<br>(3)子育て支援ネットワークづくり<br>(4)児童の健全育成<br>(5)地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進 |
| | 2　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | (1)子どもや母親の健康の確保<br>(2)食育の推進<br>(3)思春期保健対策の充実<br>(4)小児医療の充実 |
| | 3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | (1)次代の親の育成<br>(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備<br>(3)家庭や地域の教育力の向上<br>(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | 4　子育てを支援する生活環境の整備 | (1)良好な居住環境の確保<br>(2)安全な道路交通環境の整備<br>(3)安心して外出できる環境の整備<br>(4)安全・安心まちづくりの推進等 |
| | 5　職業生活と家庭生活との両立の推進 | (1)多様な働き方の実現及び働き方の見直し等<br>(2)仕事と子育ての両立の推進 |
| | 6　子ども等の安全の確保 | (1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進<br>(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進<br>(3)被害に遭った子どもの保護の推進 |
| | 7　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 | (1)児童虐待防止対策の充実<br>(2)ひとり親家庭の自立支援の推進<br>(3)障害児施策の充実 |

# 第4章 施策の方向と事業の内容

# 第４章　施策の方向と事業の内容

## １．地域における子育て支援

五城目町では、地域における子育て支援として、保育園や学童保育に代表される保育サービスをはじめ、子育て支援センター事業（わんぱーく）やちびっこ広場などの交流事業にも取り組んできました。

今日、子育て家庭の孤立化や負担感の増大、地域における子育て力の低下などが懸念され、いままでの要保護児童や保育に欠ける児童中心から、育児･家事専業家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うことが求められています。

五城目町ではこの観点に立ち、子育て支援のための施策を実施していきます。

### １－１　地域における子育て支援サービスの充実

育児･家事専業家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、以下の地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

**①地域子育て支援センター事業**

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て拠点施設としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行います。

◆五城目町子育て支援センター「わんぱーく」（もりやまこども園内併設）
（※もりやまこども園：五城目幼稚園と五城目保育園の幼保一体型施設の愛称）

**②つどいの広場事業（五城目町単独事業）**

つどいの広場は、主に乳幼児をもつ親とその子どもを対象に、子育て親子の交流、集いの場の提供、子育てに関する相談等を実施して子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備して地域の情報交換の場として機能することが期待されています。

五城目町では、当該事業に準じるものとして、もりやまこども園内で開催の「ちびっこ広場」、馬場目保育園で開催の「あそびにおいで」を行っています。また、町内各保育園では諸行事への参加も呼び掛けて、育児・家事専業家庭の親子との交流の場も提供しています。

◆「ちびっこ広場」　　もりやまこども園で実施
◆「あそびにおいで」　馬場目保育園で実施

**③一時保育事業**

育児・家事専業家庭等の育児疲れ解消、急病や急な仕事が入った等の緊急的な保育サービスとして、もりやまこども園において一時保育事業を実施しています。今後は需要の動向を見極めながら、受け入れ場所、受け入れ枠の拡大に努めます。

◆一時保育事業　　もりやまこども園で実施

**④病後児保育事業（施設型・派遣型）**

「病後児保育」とは、現在保育園に通園中の子どもが病気の回復期にあり集団保育できないときで、保護者が勤務の都合・けがや病気・出産等の理由により家庭で保育できない場合、預けることができる制度です。

この保育サービスには、医療機関などに保育機能を付加する施設型、保育園に病後児保育室を併設し、専門の看護師や保育士等を配置して行う施設型（保育園併設型）、及び看護師を派遣する派遣型があります。

病後児保育事業については、医療機関等との連携が必要であり、現状での実施は困難であるが、需要の動向により実施の可能性も含めて検討を進めます。

◇病後児保育事業　　需要の動向により検討を進める

**⑤ショートスティ・トワイライトスティ事業**

ショートスティ・トワイライトスティ事業とは、保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間預かり、保護者に代わって児童の養育を行う制度です。

この事業については、児童養護施設等との連携が必要であり、現状での実施は困難であり、今後の検討とします。

◇ショートスティ・トワイライトスティ事業　　当面の実施予定なし

**⑥ファミリーサポートセンター事業**

ファミリーサポートセンター事業とは、「子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織のことです。

この事業の実施にあたっては、利用会員と提供会員との合計数や需給バラ

ンスなど、ある程度の市町村規模でないと事業として成立しないといわれており、現状での実施は困難であり、今後の検討とします。このため、保育園による一時保育事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実に努め、住民の需要に対応します。

◇ファミリーサポートセンター事業　　当面の実施予定なし

**⑦学童保育（放課後児童健全育成事業）**

学童保育は、両親が共働きであるなどで、昼間、保育者が不在である概ね１０歳未満の学童を、学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業です。

現在五城目町では、五城目小学校の児童を対象として空教室を利用した「すずむしクラブ」を実施しております。

今後は需要の動向をを見極めながら、受け入れ枠の拡大や校区単位の設置、学校以外の施設の活用を含め検討を進めます。

◆学童保育（すずむしクラブ）　　五城目小学校で実施（定員３５名）

**⑧町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施**

上記に掲げる子育て支援事業をはじめとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報の提供・相談・助言及び利用のあっせん等を行います。また、小学校、幼稚園・保育園で開催する講演会などを公開し、地域の子育て力の向上に努めます。

◆広報ごじょうめによる情報提供
◆小学校、幼稚園・保育園関係の講演などのＰＲ
◆子育て支援センター「わんぱーく」による相談・助言　　等

**１－１　地域における子育て支援サービスの充実**

| 項　目 | 内　容 | 年次計画 H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①地域子育て支援センター事業 | Ｈ１６から実施している「わんぱーく」をさらに充実し、地域の子育て支援拠点としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行う。 | 継続 | → | → | → | → |
| ②つどいの広場事業（町単独事業） | 「ちびっこ広場」、「あそびにおいで」など町単独事業として各保育園等において育児・家事専業家庭の親子交流事業を実施する。 | 継続 | → | → | → | → |
| ③一時保育事業 | Ｈ１６から実施している事業で、緊急的な保育サービスとして定員１０名で実施する。需要動向により場所、枠の検討を行う。 | 継続 | → | → | → | → |
| | | | （需要動向により見直し） | | | |
| ④病後児保育事業（施設型・派遣型） | 病後児保育事業は、医療機関との連携が必要であるため、需要の動向により検討を行う。 | | → | → | → | → |
| | | | （需要動向により検討） | | | |

| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ⑤ｼｮｰﾄｽﾃｨ・ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｨ事業 | 児童養護施設等における一定期間児童を預る制度で、現状での実施は困難であり、今後の検討とする。 | 実施予定なし | | | | |
| ⑥ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業 | 子育てをお互いに助け合う総合援助組織の事業で、現状での実施は困難であり、今後の検討とする。 | 実施予定なし | | | | |
| ⑦学童保育(放課後児童健全育成事業) | 五城目小学校の児童を対象とした「すずむしクラブ」を実施している事業で、定員３５名で実施する。需要動向により実施学校、学年、定員の検討を行う。 | 継続 | | | | |
| | | | (需要動向により見直し) | | | |
| ⑧町の子育て支援事業に関する情報提供･相談･助言及び利用のあっせん等の実施 | 保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを「広報ごじょうめ」により実施する。 | 継続 | | | | |
| | 子育て支援センター「わんぱーく」による相談・助言を実施する。 | 継続 | | | | |

## １－２　保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

五城目町では、平成１５年度に五城目幼稚園と五城目保育園の合築園舎を建設し、同じ施設内での園児の相互交流を実現しております。今後、多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供や保育サービスに関する積極的な情報提供を行ない保育サービスの充実を図ります。

### ①通常保育事業

現在五城目町では、公立２園、私立１園において月曜日～土曜日の間、通常保育を実施し、それぞれの地域の需要に応じた保育サービスを提供しています。

今後は、需要の動向を見極めながら、幼保一体型施設のもりやまこども園で保育サービスを提供している五城目保育園を五城目町の保育施設の核と位置づけ、障害児保育、乳児保育等サービスの充実や保育所地域活動事業の積極的な実施を含め、通常保育事業における需要に応じた定員の見直しを実施します。また、公立保育園については、施設運営の民営化の検討も視野に入れながら保育内容の更なる充実に努めるとともに、施設の老朽化によるサービスの提供に支障を来たさないよう施設の整備を行ないます。

◆通常保育事業　　公立保育園　定員１０５名（２か所）
　　私立保育園　定員１５０名（１か所・定員の見直）
◇大規模改修事業　大川保育園　平成２１年度頃

**②延長保育事業**

現在五城目町では、五城目保育園において月曜日～土曜日の間１８：３０～１９：００を延長時間とする、延長保育サービスを提供しています。

ニーズ調査の結果によると、現在実施している３０分延長保育を越える１時間延長保育の需要が見とめられ、今後保育時間の拡充についてその動向を見極めながら検討を行います。

◆延長保育事業　　１８：３０～１９：００の３０分延長保育の実施
定員１０名（１か所）

**③夜間保育事業**

夜間保育とは、開所時間が概ね午前１１時から午後１０時までの１１時間で、開所時間の前後に７時間までの延長保育が実施できる「夜間保育所」において行うものであり、現在五城目町では、「夜間保育所」の設置はありません。

ニーズ調査の結果によると、１時間延長保育の需要が見とめられるものの、夜間保育の需要がない状況であり、その実施については不要とします。今後の需要の動向によっては、長時間延長保育での対応等を検討します。

◇夜間保育事業　　当面の実施予定なし

**④休日保育事業**

休日保育とは、就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施するものであり、現在五城目町では、この休日保育を実施していません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は２人と算出されましたが、事業として成立する数に達しないものであり、その実施については、今後の需要の動向を見極めながら実施体制の検討等を行います。

◇休日保育事業　　当面の実施予定なし

**⑤特定保育事業**

特定保育事業とは、満３歳未満児を対象に保護者の就労状況により「週２・３日の利用」又は「午前中ないし、午後だけの利用」が可能な保育事業であり、現在五城目町では、この特定保育事業を行っておりません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は１日２人程度と少ないことから、その実施は不要とします。今後の需要には一時保育事業で対応するものとします。

◇特定保育事業　　当面の実施予定なし

**⑥保育サービスに関する積極的な情報提供**

上記に掲げる保育サービスの情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

◆園報の発行
◆保育園パンフレット
◆保育園ホームページ
◆広報ごじょうめ
◆五城目町ホームページ　　等

**⑦保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施**

保育サービスの質を確保するため、定期的に利用者に対して満足度の調査を行い、第三者的視点からのサービス評価を実施し、五城目町保育協議会において評価内容に基づいて保育サービスの改善検討を行います。

また、保育士の資質向上のため、研修・研究機会への積極的な参加に努めます。

◆定期的な利用者への満足度調査の実施
◆研修・研究機会への積極的な参加

| １－２　保育サービスの充実 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ①通常保育事業 | 五城目保育園を保育施設の核として保育内容の充実に努め、需要に応じた定員の見直しを実施する。公立においては、施設運営の民営化の検討を視野に入れて保育内容の充実に努める。<br>公立保育園　定員１０５名(2)<br>私立保育園　定員１５０名(1)→１８０名 | 継続 | | | | |
| | | 公立(105)<br>私立(150) | (需要動向により検討) | | | 公立(105)<br>私立(180) |
| | 大川保育園の老朽化に伴う施設の整備（大規模改修）を保育需要に応じて実施する。 | | (需要動向により検討) | | | 実施予定 |
| ②延長保育事業 | 五城目保育園において３０分延長を実施しているが、１時間延長の需要が認められるため、今後拡充について検討を行う。 | 継続 | (需要動向により拡充検討) | | | |
| ③夜間保育事業 | 開所時間が午後１０時までで、前後７時間の延長保育ができる「夜間保育所」で行う事業で、需要が認められないため実施予定はない。 | 実施予定なし | | | | |
| ④休日保育事業 | 日曜・祝日に保育を実施する事業で、今後の需要の動向により検討を行う。 | | (需要動向により検討) | | | |
| ⑤特定保育事業 | ３才未満児を対象とした「週２・３日の利用」又は「午前ないし午後だけの利用」の保育事業であり、一時保育事業で対応が可能であり実施予定はない。 | 実施予定なし | | | | |

| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ⑥保育サービスに関する積極的な情報提供 | ①～⑤の保育サービスの情報提供を多様な手段により積極的に実施する。 | 実施 | | | | |
| ⑦保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施 | 定期的な利用者への満足度調査の実施及び保育士の資質向上のため研修・研究機会への積極的な参加に努める。 | 実施 | | | | |

## １－３　子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ります。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップやガイドブックの作成･配布等による情報提供を積極的に行います。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等に努めます。

◆子育て支援サービス、保育サービスの情報のネットワーク化
◆子育て支援に係る人的ネットワーク作り
◆子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブックの積極的な配布の実施
◆広報ごじょうめによる子育てに関する意識啓発の実施

| １－３　子育て支援ネットワークづくり | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 子育て支援ネットワークづくり | 子育て支援サービス、保育サービスの情報のネットワーク化を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 子育て支援に係る人的ネットワーク作りを推進する。 | 推進 | | | | |
| | 子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブックの積極的な配布を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 広報ごじょうめによる子育てに関する意識の啓発を推進する。 | 実施 | | | | |

## １－４　児童の健全育成

明日の郷土の主役となる児童が明るい夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長することは、町民すべての願いであります。最近の児童（青少年）を取り巻く環境が多様化している中で、児童（青少年）の意識や行動を正確にとらえながら、地域全体の問題としてとらえ、家庭、学校、地域社会、行政などがそれぞれの機能の充実と、一層の連携を図りながら児童（青少年）の健全育成に積極的に取り組みます。

また、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

◆児童健全育成の広報啓発活動の推進
◆青少年のボランティア活動等の促進
◆地域における青少年育成活動の促進
◆健全な家庭づくりの推進
◆親の会・子ども会の育成
◆児童館活動の推進
◆地域子ども教室「わらしべ塾」の推進
◆児童公園等遊具施設の安全管理の徹底

| １－４　児童の健全育成 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 児童の健全育成 | 児童健全育成の広報啓発活動を積極的に推進する。 | 推進 | | | | |
| | 青少年のボランティア活動等の促進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 地域における青少年育成活動の促進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 健全な家庭づくりの推進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 親の会・子ども会の育成に努める。 | 推進 | | | | |
| | 児童館活動の推進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 地域子ども教室「わらしべ塾」の推進に努める。 | 実施 | | | | |
| | 児童公園等遊具施設の安全管理の徹底に努める。 | 実施 | | | | |

## １－５　地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

地域における子育て支援の各種施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を行います。幼稚園児・保育園児による老人福祉施設への訪問活動や敬老式での歌と踊りの披露など、高齢者と子どもの交流を推進します。子育て支援や保育サービスへのシルバー人材センターの活用などを含め、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。

◆幼稚園児・保育園児による老人福祉施設への訪問活動
◆幼稚園児・保育園児による敬老式での歌と踊りの披露
◆児童館活動での老人クラブとの交流
◆幼稚園・保育園各種行事への高齢者の招待
◆子育て支援や保育サービスへのシルバー人材センターの活用

| １－５　地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進 | 幼稚園児・保育園児による老人福祉施設への訪問活動を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 幼稚園児・保育園児による敬老式での歌と踊りの披露を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 児童館活動での老人クラブとの交流を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 幼稚園・保育園各種行事への高齢者の招待を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 子育て支援や保育サービスへのシルバー人材センターの活用を推進する。 | 推進 | | | | |

※「地域における子育て支援」の目標事業量の整理

「地域における子育て支援」の領域の事業に関し、具体的な取組を推進するため、以下の事業について目標事業量を掲げます。

| サービス項目 | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| ①地域子育て支援センター事業 | 保育所併設型<br>1か所 | 保育所併設型<br>1か所 | ― |
| ②つどいの広場事業 | ― | ― | 同種の単独事業で対応 |
| ③一時保育事業 | 1か所<br>(定員10名) | 1か所<br>(定員10名) | ― |
| ④病後児保育事業(施設型) | ― | ― | ― |
| ⑤病後児保育事業(派遣型) | ― | ― | ― |
| ⑥ショートスティ事業 | ― | ― | ― |
| ⑦トワイライトスティ事業 | ― | ― | ― |
| ⑧ファミリーサポートセンター事業 | ― | ― | ― |
| ⑨学童保育<br>(放課後児童健全育成事業) | 1か所<br>(定員35名) | 1か所<br>(定員35名) | ― |
| ⑩通常保育事業 | 3か所<br>(定員255名) | 3か所<br>(定員285名) | ― |
| ⑪延長保育事業 | 30分延長の実施<br>1か所(定員10名) | 1時間延長の実施<br>1か所(定員10名) | ― |
| ⑫夜間保育事業 | ― | ― | ― |
| ⑬休日保育事業 | ― | ― | ― |
| ⑭特定保育事業 | ― | ― | ― |

## ２．母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

近年の母性並びに乳児及び幼児等の健康水準は、妊産婦や乳幼児の死亡の減少など大幅に改善されておりますが、少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加などの社会的変化が影響して、母親の育児不安や児童虐待といった新しい問題も発生しております。

五城目町では、平成８年から母子保健計画を策定し、子どもが健やかに生れ育つための環境づくりを地域全体で取り組んできました。この事業を引き続き推進しながら母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保、及び増進のための施策を実施します。

### ２－１　子どもや母親の健康の確保

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図るため、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携をとり、ケアセンター五城目を拠点として、安心して出産・育児ができ、子どもの健やかな成長をめざして地域における母子保健施策等の充実に努めます。

#### ①妊娠から出産が安心してできる体制の推進

妊婦自身が健康管理できる環境づくりを推進するとともに、妊娠期における異常の早期発見・治療ができる体制づくりを推進します。

◆母子健康手帳の早期交付及び必要性のＰＲ
◆母子健康手帳の活用方法の指導
◆妊婦一般健診及び妊婦歯科健診の実施
◆不妊に対する健康相談の実施及び不妊専門相談センターの紹介
◆喫煙妊産婦に対する保健指導
◆ハイリスク妊婦への適切な保健指導
◆就労妊婦の健康管理に対する指導
◆妊婦健診で所見のある妊婦に対する訪問指導

#### ②子育てが楽しく安心してできる体制の推進

育児に対する不安や悩みが解消できるように、情報提供や相談事業等を実施するとともに、子育ての環境を整備し子育てが楽しく安心してできる体制づくりを推進します。

◆育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制の推進
◆低体重児に対する訪問指導体制の確立

◆第１子２か月児訪問の重点的な実施
◆乳幼児事故防止についての指導・助言
◆健診未受診者や予防接種未接種者に対する家庭訪問の実施
◆子ども虐待に対する連絡体制の強化と未然防止の推進
◆子育てボランティアの積極的な活用
◆育児教室（親子ふれあい教室）の開催
◆離乳食づくり教室の開催

**③子どもが心身ともに健やかに成長できる体制の推進**

乳幼児の疾病を未然に防止することに努めるとともに、予防接種による感染症の予防に努める。

◆乳児期（４・７・１０か月）健診の実施
◆幼児期（１歳６か月・３歳）健診の実施
◆歯科健診（１歳６か月・２歳・３歳）の実施
◆虫歯のない子どもの奨励
◆予防接種についてのＰＲの実施

**④疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進**

疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できるように、保育園、幼稚園、学校と連携をとり、必要な保育や療育が受けられるように支援を行います。また、疾病や障害をもつ親たちが安心して相談できる体制づくりを推進します。

◆３歳児精密検査の実施による早期発見
◆関係機関との連携による状況把握と継続支援
◆保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供

**２－１　子どもや母親の健康の確保**

| 項　　目 | 内　　容 | 年次計画 H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①妊娠から出産が安心してできる体制の推進 | 母子健康手帳の早期交付及び必要性のＰＲを実施する。 | 実施 | | | | |
| | 母子健康手帳の活用方法の指導を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 妊婦一般健診及び妊婦歯科健診を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 不妊に対する健康相談の実施及び不妊専門相談センターの紹介を行う。 | 実施 | | | | |
| | 喫煙妊産婦に対する保健指導を実施する。 | 実施 | | | | |
| | ハイリスク妊婦への適切な保健指導を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 就労妊婦の健康管理に対する指導を実施する。 | 実施 | | | | |

| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ①妊娠から出産が安心してできる体制の推進 | 妊婦健診で所見のある妊婦に対する訪問指導を実施する。 | 実施 | | | | |
| ②子育てが楽しく安心してできる体制の推進 | 育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 低体重児に対する訪問指導体制の確立に努める。 | 推進 | | | | |
| | 第１子２か月児訪問を重点的に実施する。 | 実施 | | | | |
| | 乳幼児事故防止についての指導・助言を行う。 | 実施 | | | | |
| | 健診未受診者や予防接種未接種者に対する家庭訪問を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 子ども虐待に対する連絡体制の未然防止の推進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 子育てボランティアの積極的な活用を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 育児教室（親子ふれあい教室）を開催する。 | 実施 | | | | |
| | 離乳食づくり教室を開催する。 | 実施 | | | | |
| ③子どもが心身ともに健やかに成長できる体制の推進 | 乳児期（４、７、１０か月）健診を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 乳児期（１歳６か月、３歳）健診を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 歯科健診（１歳６か月、２歳、３歳）を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 虫歯のない子どもの奨励に努める。 | 実施 | | | | |
| | 予防接種についてのＰＲを実施する。 | 実施 | | | | |
| ④疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進 | ３歳児精密検査の実施による疾病や障害を持つ子どもの早期発見に努める。 | 推進 | | | | |
| | 関係機関との連携による状況把握と継続支援に努める。 | 推進 | | | | |
| | 保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供に努める。 | 推進 | | | | |

## ２－２　「食育」の推進

現在、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちの間に生じています。この問題の解消に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

このため保健・教育分野を始めとして、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図るため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する

学習の機会や情報提供に取り組みます。

◆保育園での行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供
◆乳幼児健診、健康相談での情報提供・試食
◆育児教室（親子ふれあい教室）における栄養指導
◆離乳食づくり教室の開催（再掲）　　等

| ２－２　「食育」の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 「食育」の推進 | 保育園での行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 乳幼児健診、健康相談での食に関する情報提供及び試食を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 育児教室（親子ふれあい教室）における栄養指導を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 離乳食づくり教室を開催する。（再掲） | 実施 | | | | |

## ２－３　思春期保健対策の充実

最近、１０歳代の妊娠や未婚の妊婦が増えてきており、命の大切さや健全な家庭生活を営むための父性・母性を養うための環境づくりを推進します。また、１０歳代の人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増大等の問題に対応するため、性に対する健全な意識を持つことや、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童・思春期における心の問題について地域における相談体制の充実等を進めます。

◆高校生を対象とした「ふれあい体験学習」の実施
◆性や性感染症予防に対する情報提供
◆学校養護教諭との連携や相談機関の紹介

| ２－３　思春期保健対策の充実 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 思春期保健対策の充実 | 高校生を対象とした「ふれあい体験学習」を実施する。 | 推進 | | | | |
| | 性や性感染症予防に対する情報提供に努める。 | 推進 | | | | |
| | 学校養護教諭との連携や相談機関の紹介を推進する。 | 推進 | | | | |

## ２－４　小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。このため、小児医療の充実・確保に取り組む必要があり、特に小児救急医療については積極的に取り組むことが必要です。五城目町単独での取り組みは困難であり、今後近隣市町村と広域的連携を図りながら対応を検討していきます。

◇小児医療の充実・確保　　広域的連携のもと対応を検討

| ２－４　小児医療の充実 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 小児医療の充実 | 広域的連携のもとに、小児医療の充実・確保のための対応方法を検討する。 | | (広域連携のもと検討) | | | |

## ３．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

五城目町では、子どもの心身の健やかな成長に資するため、子どもを取り巻く教育環境の整備に努めます。特に、地域の子どもの健全育成を地域で支援するための積極的な施策を実施します。

### ３－１　次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園を中心に、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

◆幼稚園・保育園での父親を対象とした子育て講座等の実施
◆幼稚園・保育園での高校生等ボランティアの受け入れ
◆男女共同参画推進連絡会議・懇話会での協議・推進

| ３－１　次代の親の育成 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 次代の親の育成 | 幼稚園・保育園での父親を対象とした子育て講座等を実施する。 | 推進 | | | | |
| | 幼稚園・保育園での高校生ボランティアの受け入れを推進する。 | 推進 | | | | |
| | 男女共同参画推進連絡会議・懇話会での協議・推進に努める。 | 推進 | | | | |

### ３－２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

生活形態の変化に伴う就学前の保育や教育についての多様な保護者ニーズに適切かつ柔軟に対応するため、幼保総合施設づくりを推進します。

地域の伝統芸能･行事への子どもたちの積極的な参加や地域の人材を学校の授業に活用するなどにより､子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるような､知識･技能はもとより､学ぶ意欲､思考力､表現力､問題解決能力等までを含めた確かな学力向上に努めます。

また、地域指導者によるスポーツ少年団の指導等により、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力の育成に努めます。

さらに、各小学校の通学路の点検を実施し、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう､家庭や地域の関係機関･関係団体とも連携しながら、

安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

◆幼保総合施設づくり・幼保一体化の推進
◆伝統芸能・行事への子どもたちの積極的な参加
◆地域の人材を活用した授業の実施
◆地域指導者によるスポーツ少年団の指導
◆スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みの推進
◆町内スポーツ少年団の相互交流の実施
◆各小学校の通学路の点検・安全の確保

| ３－２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 幼保総合施設づくりによる幼保一体化を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 伝統芸能や地域の各種行事への子どもたちの積極的な参加を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 地域の人材を活用した学校授業の実施を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 地域指導者によるスポーツ少年団の指導を推進する。 | 推進 | | | | |
| | スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みを推進する。 | 推進 | | | | |
| | 町内スポーツ少年団の相互交流の実施に努める。 | 推進 | | | | |
| | 各小学校の通学路の点検を実施し、安全の確保に努める。 | 推進 | | | | |

## ３－３　家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うほか、五城目町の豊かな自然環境等の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実に努めます。

◆「秋田県環境と文化のむら」の自然観察会・体験教室等の利用
◆児童館活動の充実
◆家庭教育に関する学習機会の推進

※「秋田県環境と文化のむら」：里山の自然とのふれあい、その自然のもたらす恵みにより築かれてきた文化について学ぶところです。むら施設内の森林は「野鳥の森」に指定されバードウオッチングを楽しむことができる他、「秋田県鳥獣保護センター」を併設しており、傷ついた鳥や動物を保護しています。

| ３－３　家庭や地域の教育力の向上 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 家庭や地域の教育力の向上 | 「秋田県環境と文化のむら」の自然観察会や体験教室等の積極的な利用を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 児童館活動の充実に努める。 | 推進 | | | | |
| | 家庭教育に関する学習機会の提供に努める。 | 推進 | | | | |

## ３－４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進

大人の倫理観や青少年の規範意識の低下、性を売り物にする有害な図書類の氾濫などにより、急激に子どもたちを取り巻く社会環境が変化しております。特にインターネットによる性情報等の無規制状態、携帯電話による出会い系サイトや迷惑メールでの誘惑や落とし穴、図書類等自動販売機による有害ビデオやがん具類等の無人販売など子どもたちの健全な育成を阻害するおそれのある有害情報が問題となっております。

有害な図書類等を子どもたちの目や手に入らないための運動をするとともに、有害環境の浄化のための活動を「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」に基づき積極的に推進します。

◆有害環境の浄化に関する啓蒙活動の実施
◆有害環境の浄化に関する関係機関との協議
◆図書類等自動販売機の一斉総点検の実施

| ３－４　子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 有害環境の浄化に関する啓蒙活動を実施する。 | 推進 | | | | |
| | 有害環境の浄化に関する関係機関との協議を実施する。 | 推進 | | | | |
| | 図書類等自動販売機の一斉総点検を実施する。 | 実施 | | | | |

## ４．子育てを支援する生活環境の整備

五城目町では、子育てを支援するため、安全で人にやさしい様々な生活環境の整備に努めます。

### ４－１　良好な居住環境の確保

室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス症候群への対応が求められております。五城目町ではもりやまこども園建設にあたって、シックハウス症候群に配慮するなど、公共施設の新設・改築時を通じてシックハウス対策の推進に努めます。

◆公共施設におけるシックハウス対策の推進

| ４－１　良好な居住環境の確保 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 良好な居住環境の確保 | 公共施設におけるシックハウス対策を推進する。 | 推進 | | | | |

### ４－２　安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化などに努めます。

◆交通安全施設の整備の推進
◆歩道のバリアフリー化の推進

| ４－２　安全な道路交通環境の整備 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 安全な道路交通環境の整備 | 交通安全施設の整備を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 歩道のバリアフリー化を推進する。 | 推進 | | | | |

### ４－３　安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるように生活に密着した交通安全システムの構築を図るとともに、冬期交通の確保のための

きめ細かい除排雪システムの確立を図ります。

また、道路、公園、公的建物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

◆生活に密着した交通安全システム構築の推進
◆きめ細かい除排雪システムの確立
◆道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化の推進
◆学校、幼稚園、保育園、公園等遊具の安全管理の徹底
◆公共施設等における子育て支援トイレ整備の推進

| ４－３　安心して外出できる環境の整備 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 安心して外出できる環境の整備 | 生活に密着した交通安全システム構築を推進する。 | 推進 | | | | |
| | きめ細かい除排雪システムの確立に努める。 | 推進 | | | | |
| | 道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 学校、幼稚園、保育園、公園等遊具の安全管理の徹底に努める。 | 実施 | | | | |
| | 公共施設等における子育て支援トイレ整備を推進する。 | 推進 | | | | |

## ４－４　安全・安心まちづくりの推進等

五城目町では犯罪件数が少なく比較的安全ですが、社会全体では犯罪の広域化、凶悪化が顕著になってきており、特に犯罪の低年齢化は社会問題となっております。命を尊ぶ平和な町をめざして、子どもが犯罪等の被害に遭わないように、犯罪未然防止のため、防犯協会などの関係機関と連携を強め、自主自立の防犯意識の啓蒙、啓発を推進します。

◆防犯意識の啓蒙、啓発の推進
◆各小学校の通学路の点検・安全の確保（再掲）

| ４－４　安全・安心まちづくりの推進等 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 安全・安心まちづくりの推進等 | 防犯意識の啓発、啓蒙を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 各小学校の通学路の点検を実施し、安全の確保に努める。（再掲） | 推進 | | | | |

## ５．職業生活と家庭生活との両立の推進

五城目町では、子育て家庭を支援するとともに、男女共同参画社会の実現に向け職業生活と家庭生活との両立の推進に努めます。

### ５－１　多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

生活の中に潜む男女差別をなくし、男女が多様な生き方や働き方を選択できるよう、固定的な性別分担意識の解消に努めるとともに、これまで仕事に偏りがちだった男性の意識改革を図りながら、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するための「働き方の見直し」を進めるなど、事業所等への啓発に努めます。

◆広報・啓発・情報提供等の推進
◆国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合

| ５－１　多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 | 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の広報・啓発・情報提供等を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合に努める。 | 推進 | | | | |

### ５－２　仕事と子育ての両立の推進

子育ては女性の仕事という意識の改革を図り、家庭全体で担っていく気運を醸成していくとともに、子育てを社会的に支援する体制の整備として、保育サービスや学童保育等の充実に努めます。

◆育児休業制度活用の推進
◆時間休暇等企業の協力体制の推進
◆保育サービスや学童保育等の充実（再掲）

| ５－２　仕事と子育ての両立の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 仕事と子育ての両立の推進 | 育児休業制度活用の推進に努める。 | 推進 | | | | |
| | 時間休暇がとれる職場など企業の協力体制の改善に努める。 | 推進 | | | | |
| | 保育サービスや学童保育等の充実に努める。 | 推進 | | | | |

## ６．子ども等の安全の確保

児童を被害者とする凶悪犯罪の増加や、学校や遊び場における事故が後を絶たない状況で、子どもを事故や犯罪から守る必要があります。子どもの安全確保のためには、子ども自らが自分の体を守ることを教えるとともに、親を含めた地域での普段からの安全対策が必要です。

五城目町では、子ども等の安全を確保するため積極的な施策を実施します。

### ６－１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

**①交通安全教育の推進**

警察、学校、保育園等との連携により、幼児期からの段階的な交通安全教育を推進するため、参加・体験・実践型の交通安全教育に努めます。

◆交通安全教室等の実施（五城目警察署との協力体制）
◆通学路への安全啓発看板の設置
◆交通安全街頭指導の実施

**②チャイルドシートの正しい使用の徹底**

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を行うとともに、乳幼児の死傷事故防止のためチャイルドシート購入に係る財政支援を実施する。

◆チャイルドシート普及啓発活動の実施
◆五城目地区交通安全協会による貸出事業の情報提供
◆チャイルドシート購入費補助金交付事業の実施

| ６－１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ①交通安全教育の推進 | 交通安全教室等を五城目警察署との協力体制により実施する。 | 実施 | | | | |
| | 通学路への安全啓発看板を設置する。 | 実施 | | | | |
| | 交通安全街頭指導を実施する。 | 実施 | | | | |

| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ②チャイルドシートの正しい使用の徹底 | チャイルドシート普及啓発活動を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 五城目地区交通安全協会によるチャイルドシート貸出事業の情報提供を実施する。 | 実施 | | | | |
| | チャイルドシート購入費補助金交付事業を実施する。 | 実施 | | | | |

## ６－２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯協会等関係機関との情報交換を行いながら、住民の自主防犯行動を促進します。

また、子ども自身が犯罪の被害に遭わないようにするため、体験・実践型の防犯教育に努めます。

◆防犯協会等関係機関との情報交換の推進
◆防犯教室等の実施（五城目警察署との協力体制）

| ６－２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 防犯協会等関係機関との情報交換を推進する。 | 推進 | | | | |
| | 防犯教室等を五城目警察署との協力体制により実施する。 | 実施 | | | | |

## ６－３　被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携した支援に努めます。

◆保育園等による家庭訪問、相談事業
◆子育て支援事業による各種相談
◆県警やまびこ電話等関係機関との連携

| ６－３　被害に遭った子どもの保護の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 被害に遭った子どもの保護の推進 | 保育園等による家庭訪問、相談事業を実施する。 | 推進 | | | | |
| | 子育て支援事業による各種相談を利用して保護に努める。 | 推進 | | | | |
| | 県警やまびこ電話等関係機関と連携した支援に努める。 | 推進 | | | | |

## ７．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

障害のある子どもや養護を必要とする子ども、また、ひとり親家庭などに対し、ハンディキャップにかかわらず健やかに成長できるよう、必要な支援を行います。

### ７－１　児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずることが必要です。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が望まれます。

このため、発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業に注力します。

また、虐待の早期発見・早期対応として、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

◆幼稚園・保育園による入園時、日常保育での早期発見
◆第１子２か月児訪問の重点的な実施（再掲）
◆子育て支援事業による各種相談（再掲）
◆教育相談、就学指導体制の充実
◆関係機関との連携強化

| ７－１　児童虐待防止対策の充実 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 児童虐待防止対策の充実 | 幼稚園・保育園による入園時、日常保育での早期発見に努める。 | 推進 | | | | |
| | 第１子２か月児訪問を重点的に実施する。 | 実施 | | | | |
| | 子育て支援事業による各種相談を利用して防止に努める。 | 推進 | | | | |
| | 教育相談、就学指導体制の充実 | 推進 | | | | |
| | 関係機関との連携強化による防止対策に努める。 | 推進 | | | | |

### ７－２　ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就

業の支援に主眼を置き、子育てや生活策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

このため、保育園の入園に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行います。

◆保育園への優先入園の実施
◆県のひとり親家庭支援策との連携・広報
◆県母子寡婦福祉連合会の実施する事業の広報

| ７－２　ひとり親家庭の自立支援の推進 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| ひとり親家庭の自立支援の推進 | 保育園への優先入園を実施する。 | 実施 | | | | |
| | 県のひとり親家庭支援策との連携及び広報に努める。 | 推進 | | | | |
| | 県母子寡婦福祉連合会に実施する事業の広報に努める。 | 推進 | | | | |

## ７－３　障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。

また、保育園における障害児の受け入れを推進します。

◆３歳児精密検査の実施による早期発見（再掲）
◆保育園による心身の発育・発達状況調査等での早期発見
◆教育相談、就学指導体制の充実
◆障害児に対する教育の充実
◆関係機関との連携による状況把握と継続支援

| ７－３　障害児施策の充実 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | 年　次　計　画 | | | | |
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 障害児施策の充実 | ３歳児精密検査の実施による早期発見に努める。 | 推進 | | | | |
| | 保育園による心身の発育・発達状況調査等での早期発見に努める。 | 推進 | | | | |
| | 教育相談、就学指導体制の充実に努める。 | 推進 | | | | |
| | 障害児に対する教育の充実に努める。 | 推進 | | | | |
| | 関係機関との連携による状況把握と継続支援に努める。 | 推進 | | | | |

# 第5章　計　画　推　進　の　体　制

# 第５章　計画推進の体制

## １．取組の基本姿勢

次世代育成支援行動計画の推進に当たっては、次のような基本姿勢に立ちます。

①総合的な施策の展開

この計画を、子育てを支援する総合的な行政計画と位置づけ、庁内・外の推進体制を整えます。

行政だけでなく、家庭や地域、事業所等とも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

②具体的な進捗状況の説明

数値目標の達成状況などについて、計画の進捗状況を定期的に公表します。

## ２．計画の推進体制

次世代育成支援行動計画の促進は、広範多岐に渡るため、関係部局との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効率的に推進します。

## ３．計画推進のための連携・協働体制

「五城目町新世紀総合発展計画」をはじめ、関連する計画等との整合性を保ちながら、次世代育成支援行動計画推進のための連携を強化します。

関係各種団体や事業所等との協働体制を構築し、広がりを持った次世代育成支援対策の実施を図ります。

## ４．計画の進行管理

次世代育成支援に関する施策を効果的に推進するため、現状や問題点について把握し、この行動計画の定期的な進行管理を行います。

①年度事業計画の策定

この行動計画は、各年度の事業計画を策定し進めます。

②実績の把握

この計画は、各年度の事業実績によりその状況を把握します。

③結果の公表

把握した各年度の状況については、その都度公表します。

④計画の変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行ない、緊急な課題や新たな課題への取組が必要となった場合は、この計画に取り込むものとします。

# 第6章　資　　料

# 第６章　資料

## １．ニーズ調査の概要

### １－１　調査の概要

①調査の目的

本調査は、五城目町次世代育成支援行動計画策定にあたり、町民の皆様の子育てに関する生活実態や、サービスの利用意向、ご意見・ご要望などを把握し、基礎的データを収集することを目的として実施しました。

②調査の実施概要

（１）就学前児童の保護者

・調査方法　：　幼稚園、保育園を通じ配布・回収
　　それ以外は郵送方式
・対象者数　：　３７８件
・回 収 数　：　２９８件
・回 収 率　：　７８．７％

（２）小学校児童の保護者

・調査方法　：　小学校を通じ配布・回収
・対象者数　：　４０９件
・回 収 数　：　３９５件
・回 収 率　：　９６．１％

③調査期間

平成１５年１２月１２日（金）～１９日（金）

## １－２　結果の概要

### ①世帯構成人数

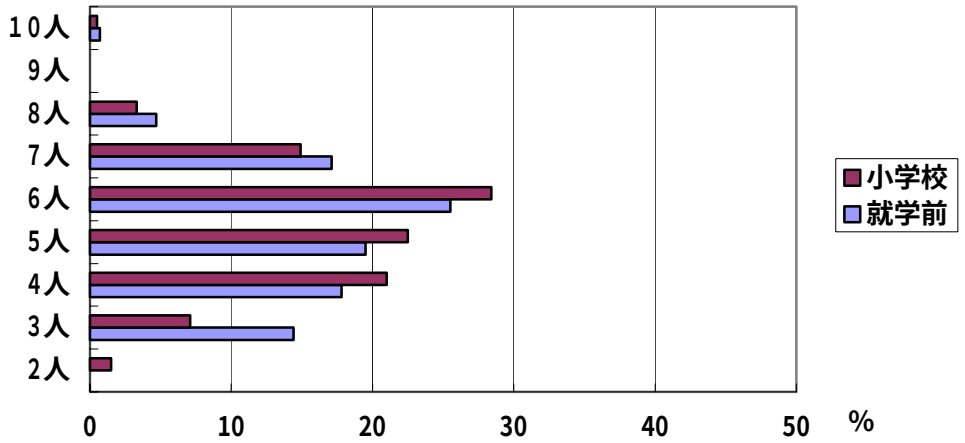


### ②子育て支援サービスの認知度、利用意向

（単位：%）

| | (1) 知っていますか | | | | (2) 利用したことがありますか | | | | (3) 今後利用したいですか | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | はい | | いいえ | | はい | | いいえ | | はい | | いいえ | | どちらともいえない | |
| | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 | 就学前 | 小学校 |
| ①母親学級、両親学級、育児学級 | 61.9 | 47.6 | 38.1 | 52.4 | 25.3 | 20.0 | 74.7 | 80.0 | 28.0 | 11.5 | 20.2 | 35.9 | 51.8 | 52.6 |
| ②保健センターの情報・相談サービス | 53.9 | 40.7 | 46.1 | 59.3 | 13.0 | 5.1 | 87.0 | 94.9 | 33.5 | 15.9 | 14.7 | 26.8 | 51.8 | 57.3 |
| ③家庭教育に関する学級・講座 | 18.6 | 23.8 | 81.4 | 76.2 | 4.3 | 3.5 | 95.7 | 96.5 | 29.3 | 20.8 | 19.6 | 27.3 | 51.1 | 51.9 |
| ④教育相談センター・教育相談室 | 22.1 | 32.5 | 77.9 | 67.5 | 2.0 | 2.7 | 98.0 | 97.3 | 21.6 | 17.8 | 22.4 | 30.5 | 56.0 | 51.7 |
| ⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放 | 65.9 | 54.8 | 34.1 | 45.2 | 30.8 | 24.4 | 69.2 | 75.6 | 61.1 | 28.4 | 9.1 | 37.4 | 29.8 | 34.2 |
| ⑥つどいの広場 | 22.9 | 18.4 | 77.1 | 81.6 | 6.0 | 4.4 | 94.0 | 95.6 | 41.0 | 24.1 | 14.3 | 30.9 | 44.6 | 45.0 |
| ⑦地域子育て支援センター | 26.9 | 25.2 | 73.1 | 74.8 | 3.2 | 0.7 | 96.8 | 99.3 | 39.7 | 18.9 | 15.8 | 33.8 | 44.5 | 47.3 |
| ⑧児童館 | 79.7 | 87.5 | 20.3 | 12.5 | 39.2 | 62.9 | 60.8 | 37.1 | 66.4 | 63.4 | 5.4 | 10.7 | 28.2 | 25.9 |
| ⑨ファミリー・サポート・センター | 17.2 | 12.3 | 82.8 | 87.7 | 1.2 | 1.2 | 98.8 | 98.8 | 28.2 | 28.2 | 24.6 | 24.6 | 47.2 | 47.2 |
| ⑩家庭児童相談室 | 18.8 | 28.5 | 81.2 | 71.5 | 0.4 | 1.3 | 99.6 | 98.7 | 22.4 | 15.4 | 21.1 | 32.6 | 56.5 | 52.0 |
| ⑪地方自治体の発行する子育て情報誌 | 14.2 | 13.8 | 85.8 | 86.2 | 4.0 | 1.3 | 96.0 | 98.7 | 42.4 | 21.5 | 17.6 | 32.0 | 40.0 | 46.5 |

## ③子育てに関する不安感や負担感

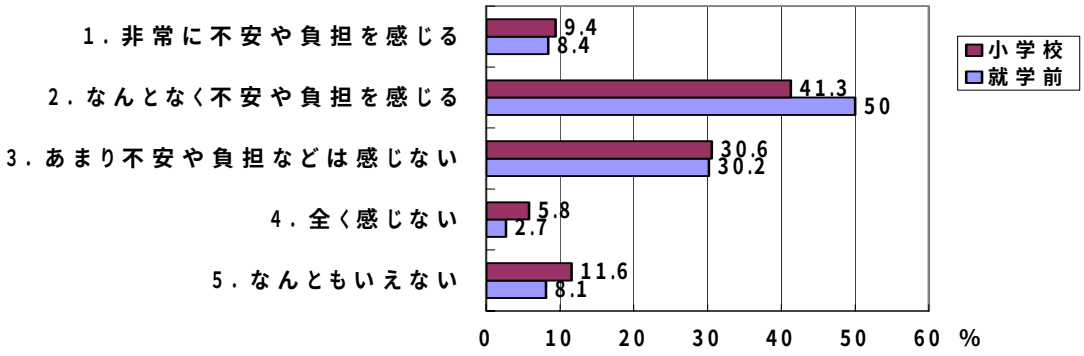


## ④子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

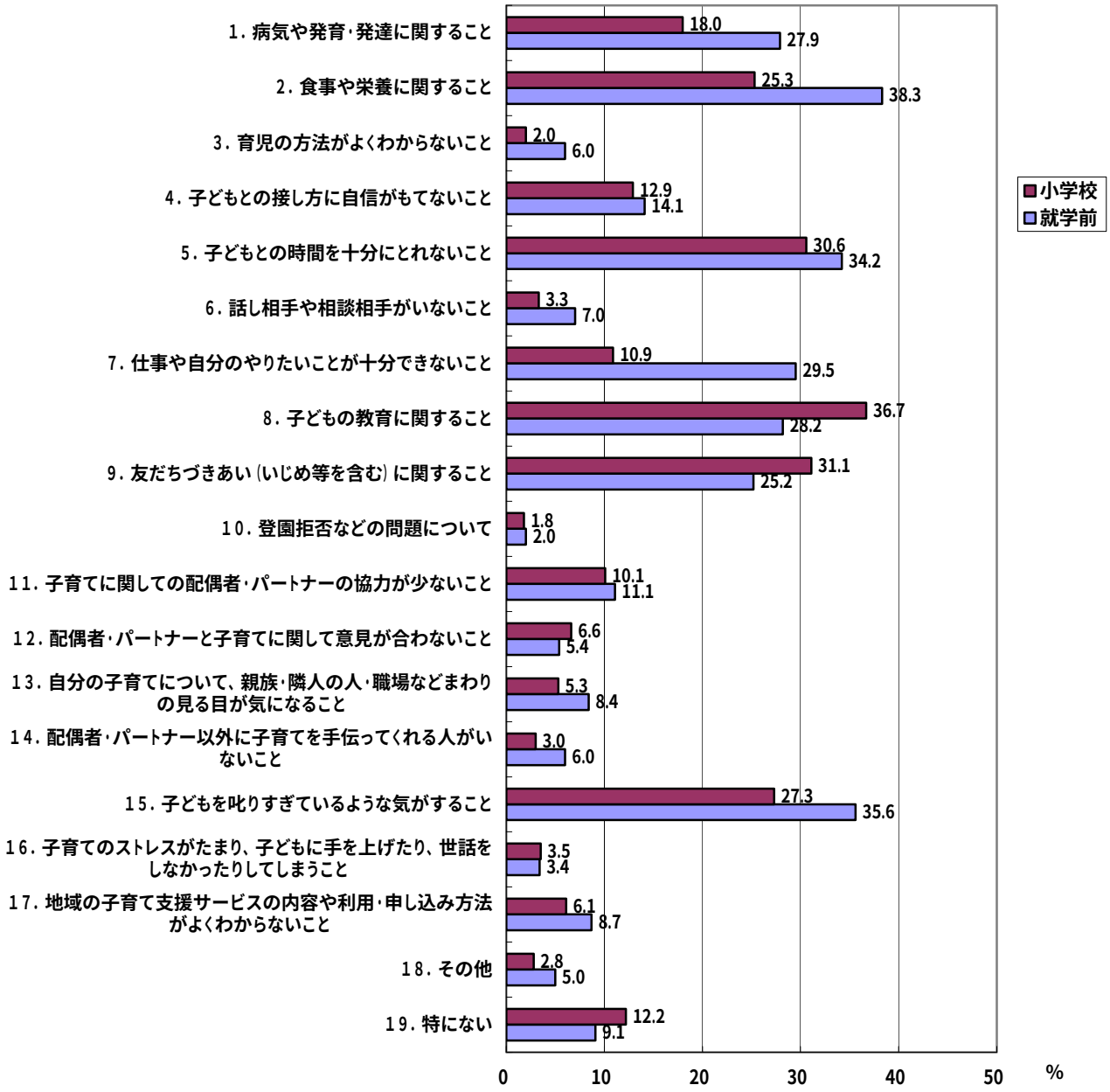

## ⑤子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

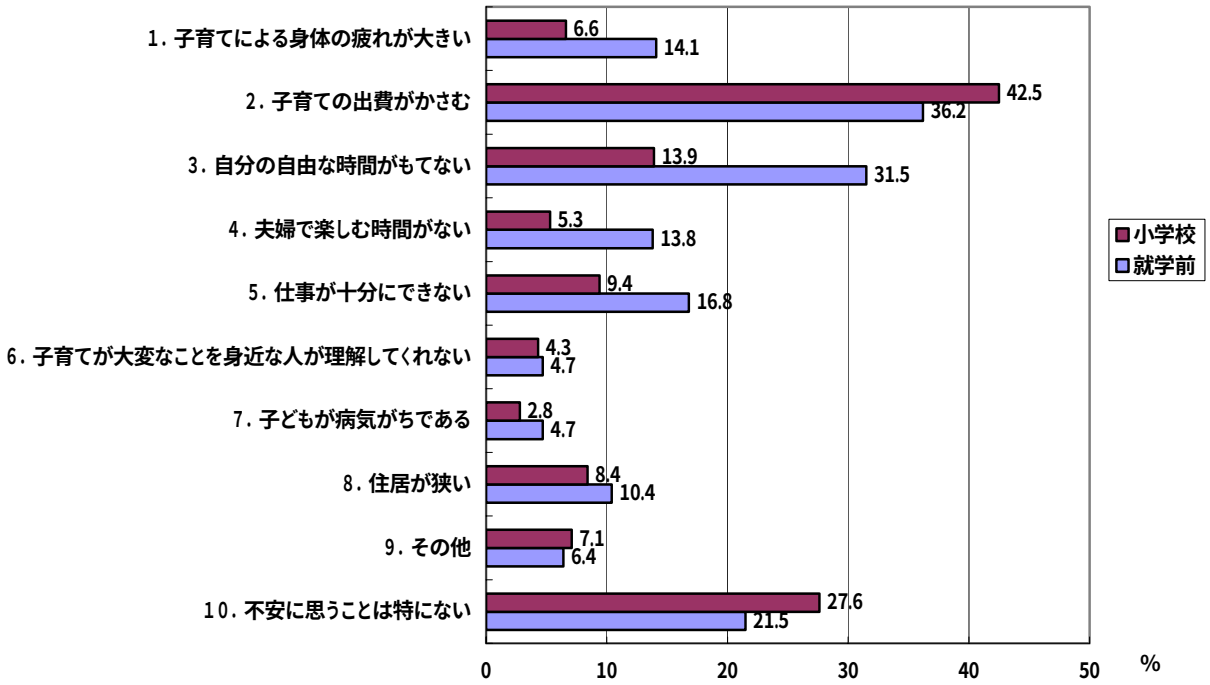


## ⑥仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

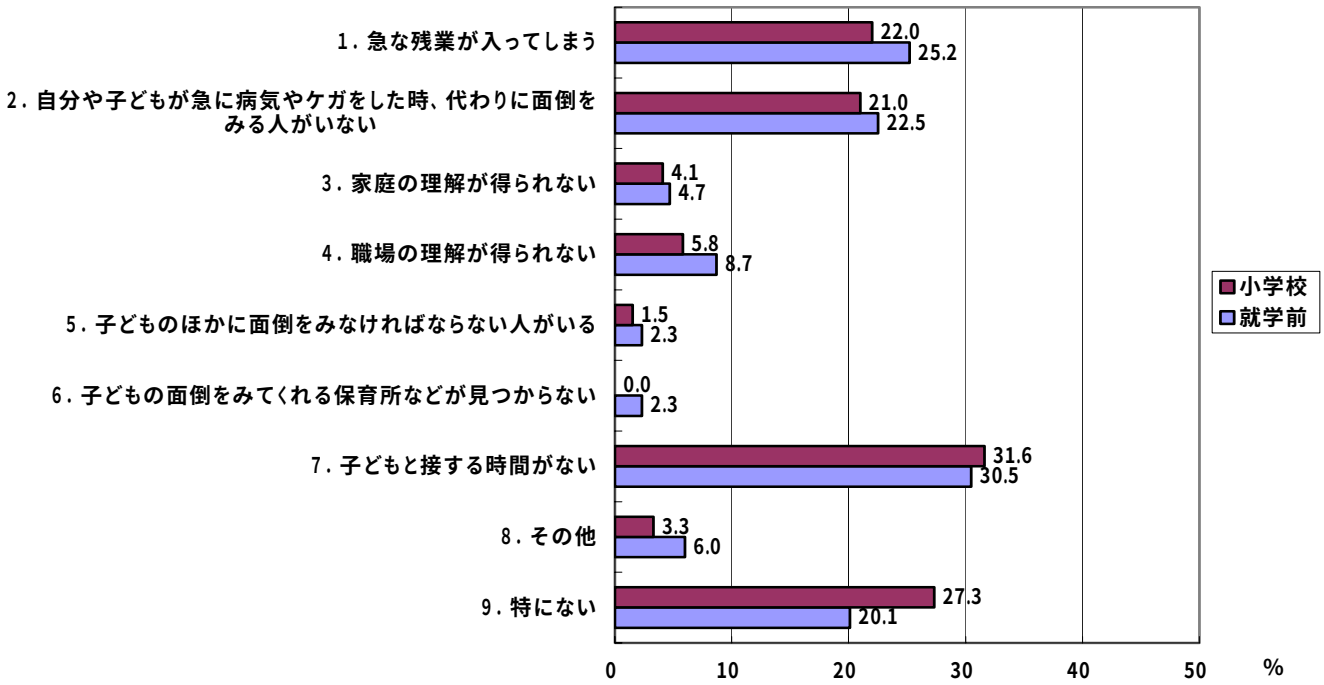

## ⑦子育てに関する悩みや不安の相談相手

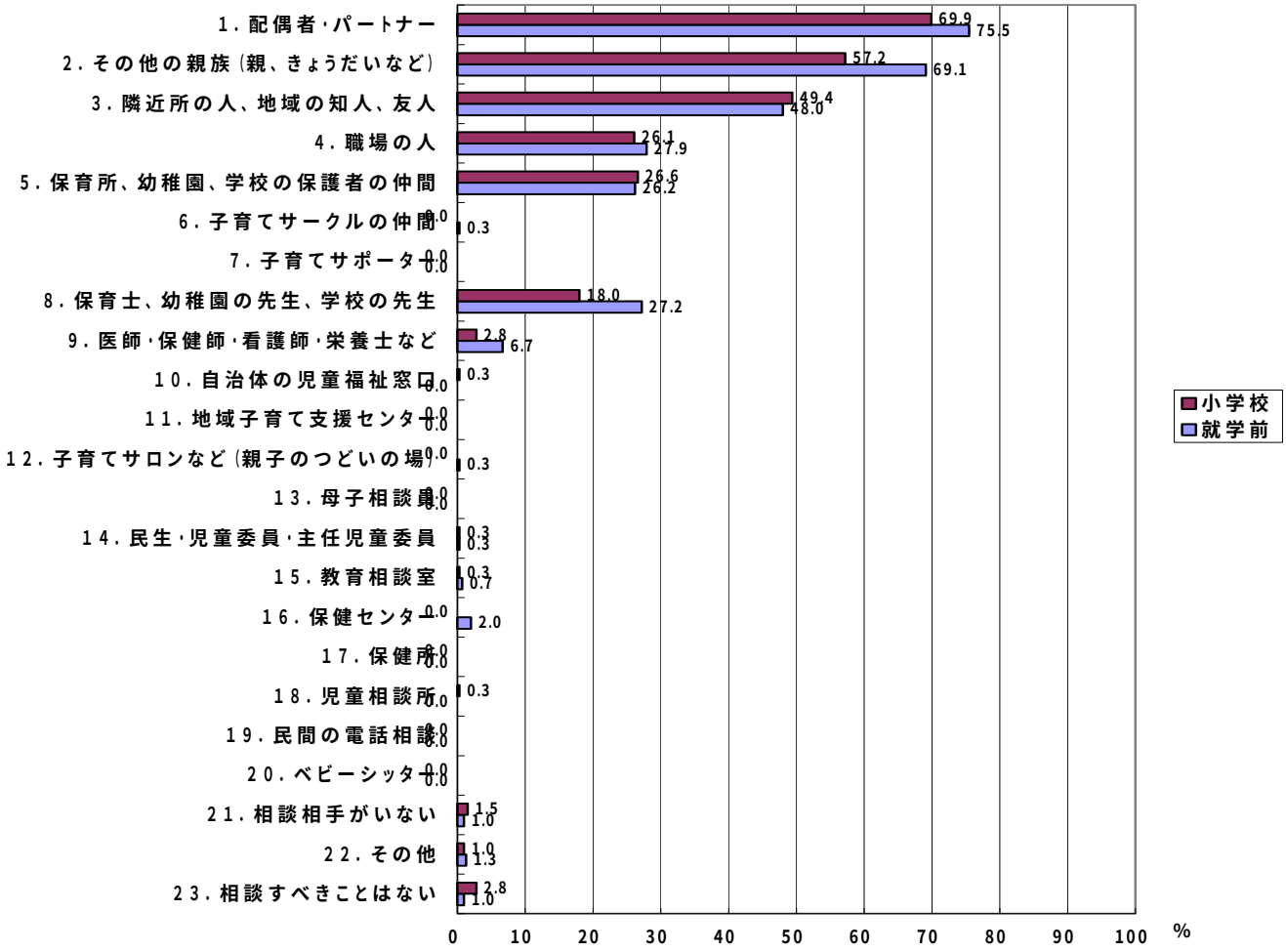


## ⑧子育てに関する情報の入手先

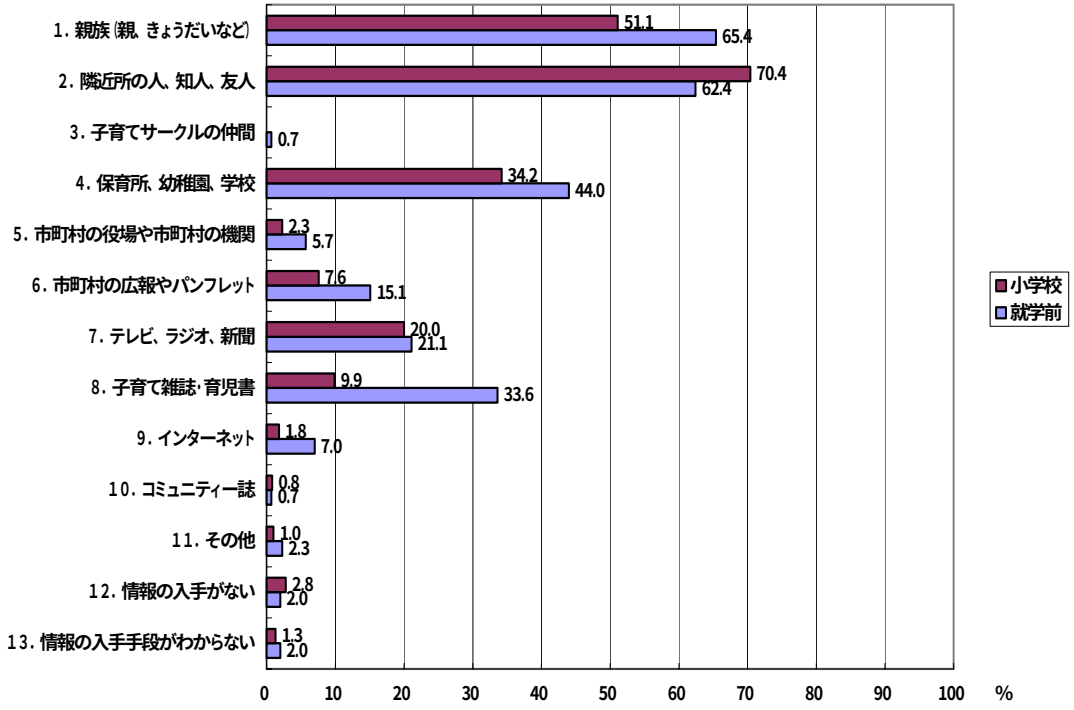

## ⑨家の近くの子どもの遊び場について

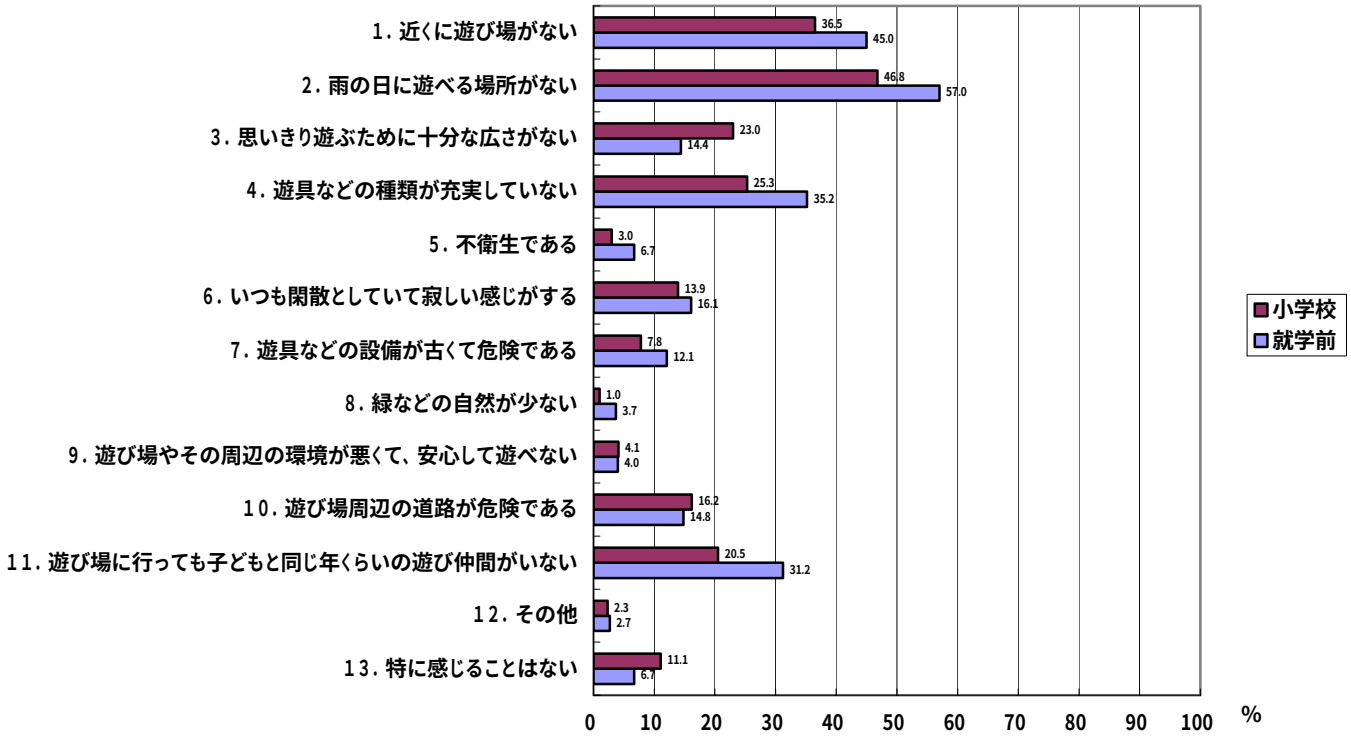


## ⑩子どもとの外出の際、困ること・困ったこと

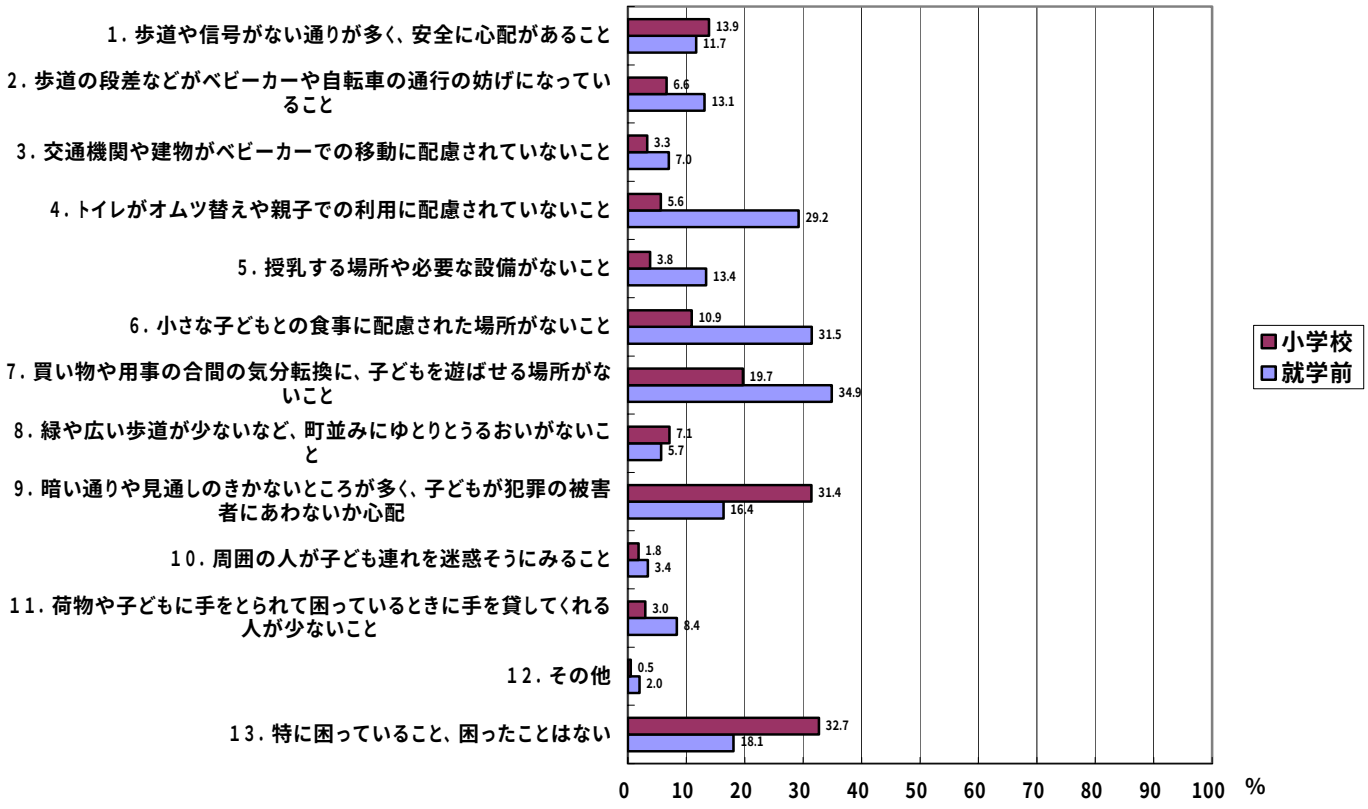

## ⑪町に対する子育て支援充実の要望

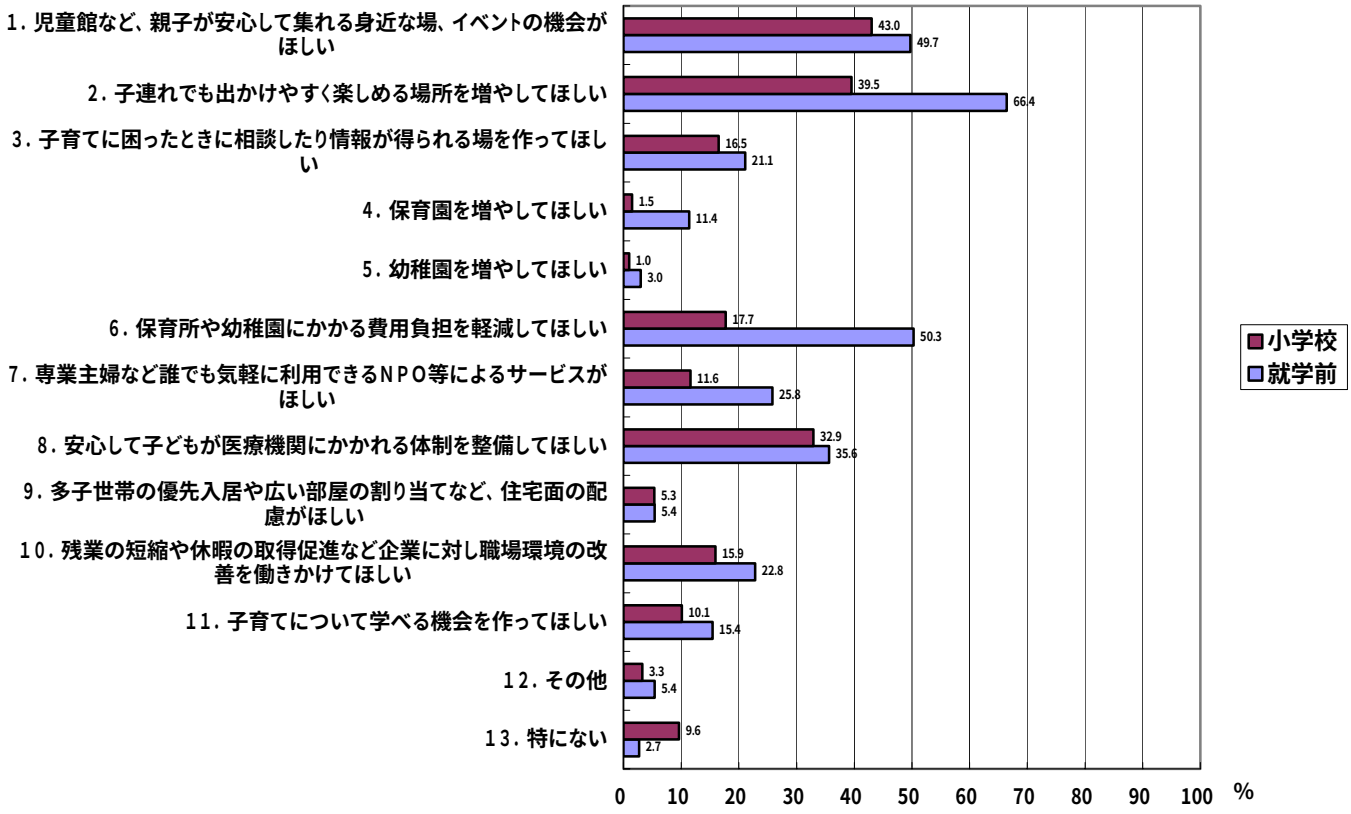


## ⑫保育所、幼稚園の満足度（利用者調査）

（単位：%）

| サービスの種類 | 大変満足 | ほぼ満足 | やや不満 | 大変不満 |
|---|---|---|---|---|
| ①施設・環境（園舎・園庭・玩具など） | 12.7 | 60.6 | 22.6 | 3.6 |
| ②職員等の配置状況（人員体制） | 22.6 | 66.1 | 7.7 | 1.8 |
| ③子どもへの接し方・日常の遊び(保育内容) | 38.9 | 54.8 | 5.0 | 0.0 |
| ④行事（保育参観や運動会など） | 30.8 | 61.1 | 6.3 | 0.0 |
| ⑤食事 | 41.6 | 46.6 | 8.1 | 1.8 |
| ⑥病気やけがのときの対応 | 26.7 | 63.8 | 6.3 | 0.9 |
| ⑦保護者への情報伝達 | 27.1 | 62.4 | 8.1 | 0.5 |
| ⑧悩み事などへの相談対応 | 24.0 | 64.3 | 9.5 | 0.0 |
| ⑨保護者の要望、意見への対応 | 20.4 | 68.8 | 7.7 | 0.5 |
| ⑩利用者間のネットワークづくり | 10.9 | 63.3 | 18.1 | 1.8 |
| ⑪安全対策 | 17.6 | 67.9 | 11.3 | 0.9 |
| ⑫衛生対策 | 19.0 | 70.1 | 8.6 | 0.0 |

## ⑬放課後児童クラブの満足度（利用者調査）

（単位：%）

| サービスの種類 | 大変満足 | ほぼ満足 | やや不満 | 大変不満 |
|---|---|---|---|---|
| ①施設・環境 | 4.3 | 67.4 | 19.6 | 4.3 |
| ②職員等の配置状況（人員体制） | 10.9 | 50.0 | 19.6 | 15.2 |
| ③子どもへの接し方・日常の遊び | 8.7 | 69.6 | 13.0 | 4.3 |
| ④行事の内容 | 4.3 | 80.4 | 6.5 | 4.3 |
| ⑤病気やけがのときの対応 | 10.9 | 71.7 | 13.0 | 4.3 |
| ⑥保護者への情報伝達 | 4.3 | 78.3 | 8.7 | 2.2 |
| ⑦悩み事などへの相談対応 | 2.2 | 63.0 | 23.9 | 4.3 |
| ⑧保護者の要望、意見への対応 | 0.0 | 65.2 | 21.7 | 6.5 |
| ⑨利用者間のネットワークづくり | 0.0 | 58.7 | 21.7 | 8.7 |
| ⑩安全対策 | 4.3 | 73.9 | 13.0 | 4.3 |
| ⑪衛生対策 | 6.5 | 71.7 | 15.2 | 0.0 |

## ⑭放課後児童クラブへの要望（利用者調査）

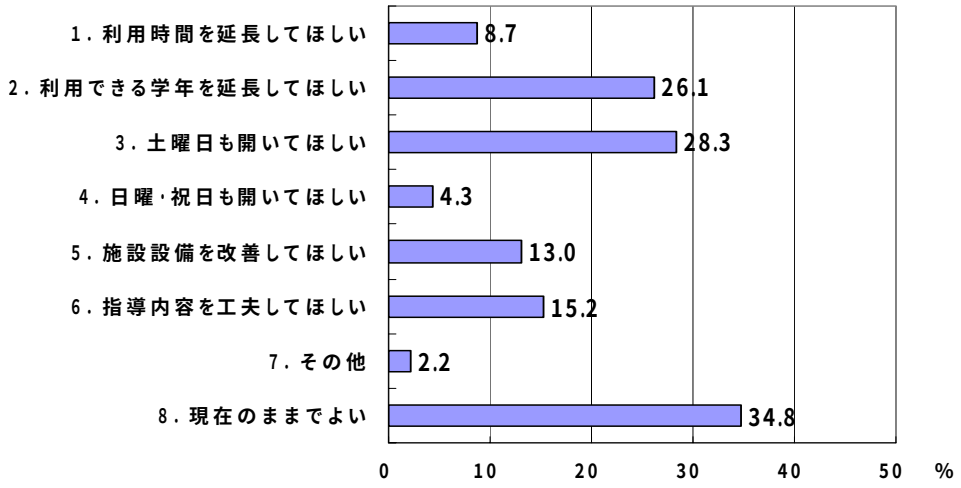


### ２．利用できる学年を延長してほしい学年の内訳

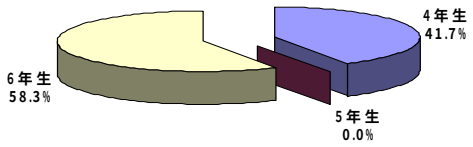

## ⑮１日１回家族と子ども一緒の食事（小学校）

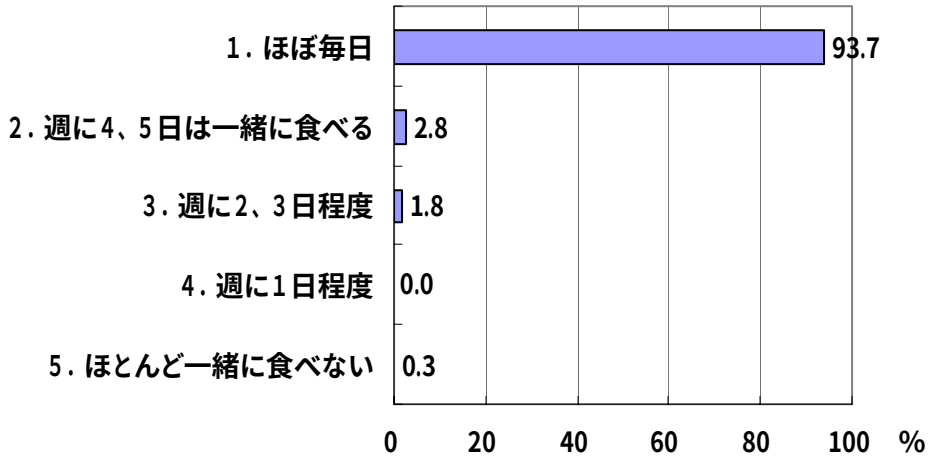


## ⑯子どもの朝食（小学校）

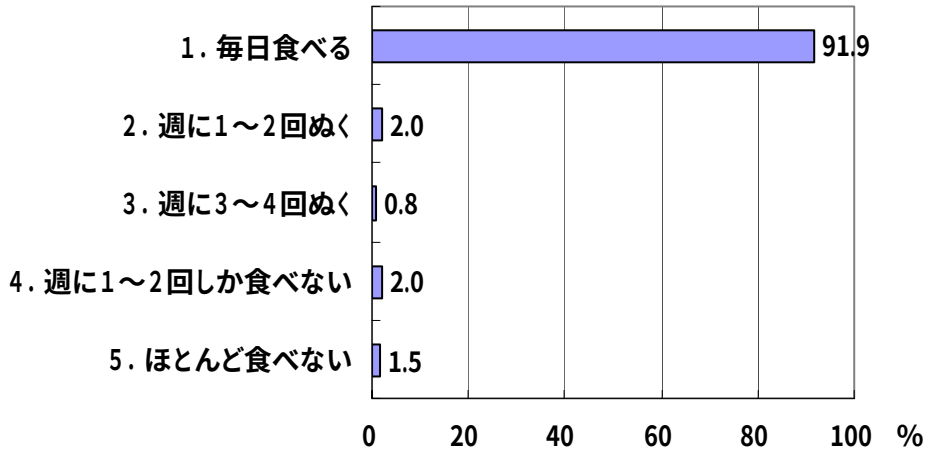


## ⑰子どもの寝る時間、起きる時間

（単位%）

| 寝る時間 | 就学前 | 小学校 |
|---|---|---|
| １９：００ | ０．７ | |
| ２０：００ | ８．７ | ２．７ |
| ２１：００ | ４７．８ | ４１．０ |
| ２２：００ | ３３．０ | ４６．１ |
| ２３：００ | ６．５ | ８．６ |
| ２４：００ | ３．３ | １．６ |

| 起きる時間 | 就学前 | 小学校 |
|---|---|---|
| ５：００ | ０．３ | ０．５ |
| ６：００ | １３．２ | ５４．１ |
| ７：００ | ６３．４ | ４５．１ |
| ８：００ | １９．５ | ０．３ |
| ９：００ | ３．５ | |

## ⑱子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか

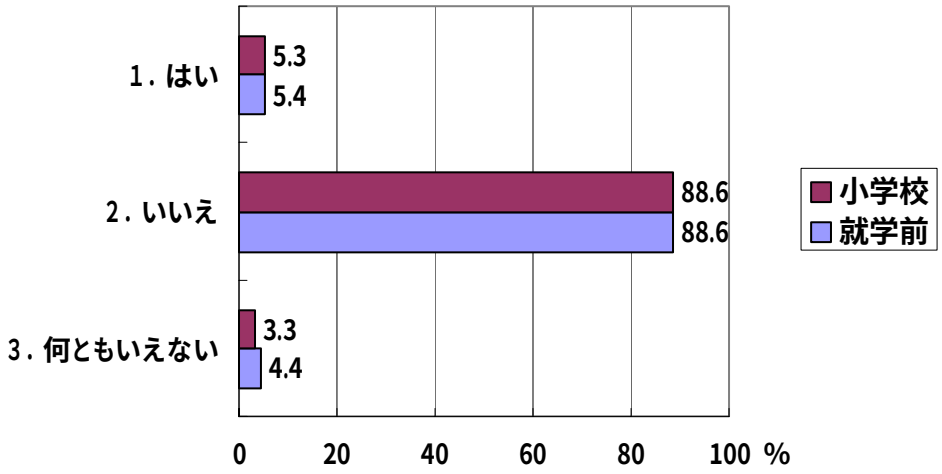


### １．はいと答えた場合の思う内訳

就学前

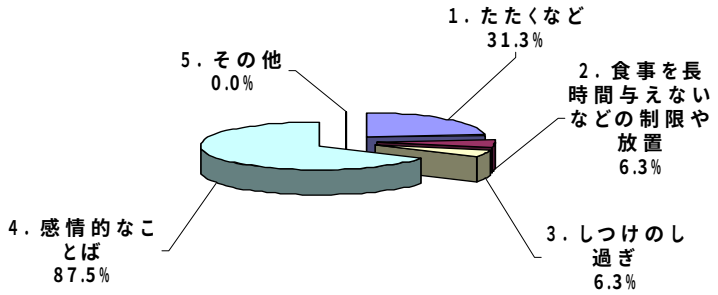


小学校

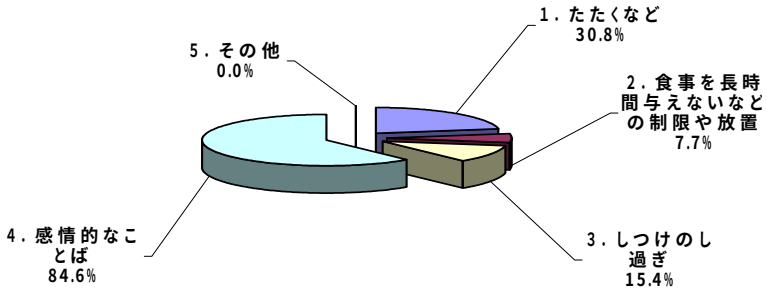

## ２．五城目町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要領

（目　的）
第１条　五城目町における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を目的として設置する。

（事　業）
第２条　委員会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
（１）次世代育成支援行動計画の策定に関する事項
（２）その他次世代育成支援行動計画の策定に関する必要な事項等

（組　織）
第３条　委員会の委員は、各機関、各団体及び町民のうちから町長が委嘱する。
２　委員の任期は、委嘱した日より平成１７年３月３１日までとする。

（委員会委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１名置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
３　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）
第５条　委員会の会議は、必要に応じ事務局が召集し、委員長が議長となる。
２　委員会は、必要に応じて広く町民から意見を聞くことができる。

（事務局）
第６条　委員会の会務を処理するため、五城目町福祉保健課に事務局を置く。

（その他）
第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附　則
この要領は、平成１７年２月１４日から施行する。

## ３．五城目町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

順不同

| ＮＯ | 職　名 | 氏　　名 | 役　　職　　名 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 委　員 | 木　元　正　子 | 五城目小学校長 | 委員長 |
| 2 | 〃 | 斉　藤　正　明 | 五城目保育園長補佐 | 副委員長 |
| 3 | 〃 | 工　藤　耕　一 | 大川保育園長 | |
| 4 | 〃 | 小　玉　節　子 | 五城目幼稚園主査 | |
| 5 | 〃 | 秋　山　弘　子 | 五城目保育園保護者会長 | |
| 6 | 〃 | 嶋　森　憲　雄 | 主任児童委員 | |
| 7 | 〃 | 猿　田　興　子 | 雀館児童館運営委員 | （馬場目保育園保育士） |
| 8 | 〃 | 伊　藤　直　勝 | 総務課長補佐 | 財政担当 |
| 9 | 〃 | 千　葉　和　彦 | 学校教育課長補佐 | 幼稚園担当 |
| １０ | 〃 | 木　口　ひとみ | 保健介護支援ｾﾝﾀｰ主任 | 母子保健担当 |
| | 事務局 | 嶋　﨑　和　良 | 福祉保健課長 | |
| | 〃 | 千　田　賢　悦 | 福祉保健課長補佐 | |
| | 〃 | 中　道　寿　保 | 福祉保健課主査 | |
| | 〃 | 石　川　睦　子 | 福祉保健課係長 | 保育園担当 |

五城目町次世代育成支援行動計画
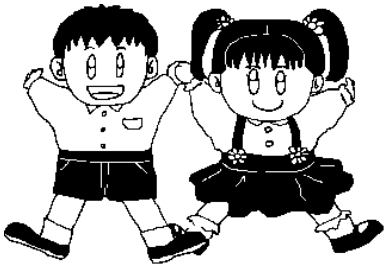
発　行　日　　平成１７年３月
発　　行　　五　城　目　町
編　　集　　五　城　目　町　福祉保健課
〒018-1792　五城目町西磯ノ目一丁目１－１
☎018-852-5128　FAX018-852-5367